

令和8年6月2日

1. 出席議員

1番	高橋	信広
2番	花下	主茂
3番	坂本	治郎
4番	水町	典子
5番	古賀	邦彦
6番	久間	寿紀
7番	原田	英雄
8番	小山	和也
9番	高山	正信
10番	川口	堅志
11番	田中	栄一

12番	堤	康幸
13番	石橋	義博
14番	牛島	孝之
15番	服部	良一
16番	中島	信二
17番	栗原	吉平
18番	三角	真弓
19番	森	茂生
21番	川口	誠二
22番	橋本	正敏

2. 欠席議員

20番	栗山	徹雄
-----	----	----

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	秋山	勲
事務局長補佐	加藤	邦博
事務局次長	野村	美幸
書記	豊島	仁汰

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	簗 原 悠太朗
副 市 長	原 亮 一
教 育 長	城 後 慎 一
総 務 部 長	塚 本 真 弓
未来創造戦略部長	鵜 木 英 希
市 民 部 長	牛 島 新 五
健康福祉部長	丸 山 隆
産業経済部長	田 中 和 己
建設整備部長	山 口 幸 彦
教 育 部 長	馬 場 浩 義
総 務 課 長	清 水 正 行
人 事 課 長	古 村 和 弘
財 政 課 長	栗 山 哲 也
企画政策課長	石 橋 信 輝
定住対策課長	松 本 伸 一
税 務 課 長	田 代 秀 明
福 祉 課 長	甲斐田 英 樹
地域包括ケア推進室長	小椎尾 典 子
農業振興課長	栗 原 勝 久
林業振興課長	月 足 和 憲
商工・企業誘致課長	隈 本 興 樹
観光振興課長	持 丸 弘
建 設 課 長	木 村 孝
学校教育課長	高 巢 雅 彦
教育指導課長	堤 明 久

議 事 日 程 第 3 号

令和8年6月2日（火） 開議 午前10時

日 程

第 1 一般質問

（質問の順序）

- 1 坂 本 治 郎 議員
- 2 石 橋 義 博 議員
- 3 高 山 正 信 議員
- 4 森 茂 生 議員

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

第 1 一般質問

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。一般質問2日目でございます。本日も質問者、答弁者ともに、皆様に分かりやすく、簡潔、具体的に発言いただきますようお願い申し上げます。本日も最後までよろしくお願いいたします。

お知らせいたします。

坂本治郎議員、石橋義博議員、高山正信議員、森茂生議員要求の資料を配信いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により配信いたしておりますので、御了承願います。

日程第 1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1．一般質問を行います。

順次質問を許します。

3 番坂本治郎議員の質問を許します。

○3 番（坂本治郎君）

皆さんおはようございます。本日、一番最初の一般質問をさせていただきます坂本治郎で

す。

今回は、若い世代が八女で暮らし続けられる地域づくりという視点から、大きく2点について質問いたします。

まず1点目は、小中学校入学時等における保護者負担軽減についてです。

現在、日本では義務教育の教科書は無償化されております。これは、かつて義務教育に必要なものを家庭負担だけに任せるべきではないという考えの下、社会全体で子どもの学びを支えていこうという流れの中で進められたものと認識しております。

一方で、現在は制服、ジャージ、ランドセル、学校指定用品等、実質的に必要とされる費用がますます増加しております。さらに、皆さん御存じのとおり、近年の物価上昇や税、社会保険負担の増加により、働く世代の可処分所得は昔よりも厳しさを増しております。

子育て世代の方々は、人生の中でも最もお金が必要な時期でありながらも、特に入学時には多くの費用が短期間に集中してしまうため、子育て世代にとっては以前よりも負担感はかなり大きくなっていると感じております。

そのような中、本市においても、入学祝金制度、市内共通である新制服導入、制服リユース等、子育て支援に向けた前向きな取組が進められていることは大変評価しております。

その中で、現在の物価や子育て実態に対し、制度がどこまで実態に合っているのか、また、今後どのような形で若い世代の負担軽減につなげていくのかという視点から質問いたします。

2点目は、インバウンド需要の拡大において、地域に利益を残す観光戦略についてです。

現在、抹茶ブームや福岡都市圏への外国人観光客増加などを背景に、八女においても、外国人観光客や外国からの関心が高まりつつあります。私も八女に来て10年間、インバウンドの動向がよく見える立場にはいますが、昔と比べても、福島白壁通りを歩いている外国人が明確に増えたなと思っている方もいらっしゃると思いますし、八女中央大茶園に関しては、たまに駐車場が足りないくらい訪問客があふれかえっていることもあります。

ある日、とあるお茶屋さんに立ち寄ったときにスタッフの方とおしゃべりしたのですが、そのときに、今日のお客さんは半分以上外国人でしたという声も聞いたりしました。

一方で、私が現場を見ていて懸念しているのは、単に観光客数を増やすだけでは、地域外事業者や外部資本への利益が流出し、地域には十分な恩恵が残らない可能性もあります。また、今後さらに観光が進んでいく中では、景観や暮らしとの共存も重要になってくると考えています。

八女茶や地域文化といった本市ならではの価値をどのように地域内の宿泊、飲食、体験、そして若者の仕事づくりなどへつなげていけるのか、さらに、海外との接続できる若者人材が地域内で活躍できる環境をどうつくっていくのかという観点から質問いたします。

詳細に関しては、質問席のほうでさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

皆さんおはようございます。一般質問2日目もどうぞよろしくお願いいたします。

3番坂本治郎議員の一般質問にお答えいたします。

1、小中学校入学時等における保護者負担軽減については、この後、教育長が答弁いたしますので、先に、2、市内におけるインバウンド需要の拡大と地域に利益を残す観光戦略について答弁いたします。

2、市内におけるインバウンド需要の拡大と地域に利益を残す観光戦略について、(1)の市内におけるインバウンド需要及び外国人観光客の現状について、市はどのように分析しているかというお尋ねでございます。

本市を訪れる外国人観光客は、コロナ禍を経て、着実に回復・増加傾向にあります。近年はアジア圏からの旅行者に加え、ヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアなどからの旅行者も増えており、客層の多様化が見られます。民間の調査における本市の訪日外国人旅行者の増加率は、令和7年9月から11月の期間において、前年比4.6倍となり、全国1位でございました。年間を通した調査では、九州1位、全国でも4位となっております。

豊かな自然や八女茶をはじめとする特産品、歴史ある伝統工芸などの地域資源が高く評価されていると分析しており、今後もデジタル技術を活用して旅行者の動向を的確に把握し、さらなるインバウンド誘客につなげてまいります。

(2)の現段階において、観光公害や地域住民との摩擦等について、市はどのように把握・認識しているかというお尋ねでございます。

現段階において、本市では一部の有名観光地で社会問題となっているような深刻なオーバーツーリズムや、地域住民の生活を脅かすような大規模な観光問題は確認しておりませんが、ゴールデンウィーク等の大型連休においては、一部地域における交通渋滞や混雑等が発生しております。

今後のインバウンド需要のさらなる拡大を見据えますと、大規模な交通渋滞やマナーの問題等が生じる可能性があるため、市民の平穏な生活と観光振興が調和するよう、引き続き状況把握と対策に努めてまいります。

(3)のインバウンド需要の拡大によって、地域外事業者や外部資本に利益が流出することへの課題認識はあるかというお尋ねでございます。

外部資本の参入は、新たな観光施設の充実や誘客に寄与する一方で、生み出された利益が地域外に流出し、地元への経済波及効果が限定的になる懸念があることは十分に認識しております。そのため、進出する外部事業者等に対しては、地元人材の積極的な雇用や地元産品の活用、地域コミュニティとの連携などを強く求めていく方針でございます。インバウンドの恩恵が地域経済にしっかりと還元され、循環する仕組みづくりを推進してまいります。

(4)の八女茶や地域文化を活用した観光において、地元事業者や地域住民への利益還元をどのように考えているかというお尋ねでございます。

本市が誇る八女茶や歴史的な町並み、豊かな自然環境を生かし、民間事業者と連携した質の高い体験型プログラムの造成を進めております。増加するインバウンド需要を取り込むことで、観光産業のみならず、第1次産業や地元の小売・飲食店などへ幅広い経済波及効果を発生させ、市民の皆様の所得向上と地域経済の好循環を生み出してまいります。

(5)の今後、英語力や国際感覚を生かした若者人材の育成及び地域内で活躍できる環境づくりについて、市はどのように考えているかというお尋ねでございます。

インバウンド需要の増加に伴い、本市の観光施設等において、国際感覚や語学力を持つ人材の重要性は高まっていると認識しております。現在の市職員採用試験におきましては、外国語資格を必須要件とはしておりませんが、選考時の参考材料の一つとして評価を行っております。採用後は、組織全体のバランスや職員の適性を考慮しつつ、語学力を生かせる部署へ適切に配置を行うなど、職員がその能力を十分に発揮できる環境づくりに努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（城後慎一君）

3番坂本治郎議員の一般質問にお答えいたします。

1、小中学校入学時等における保護者負担軽減について、(1)市内小中学校入学時における制服等をはじめとした学校指定用品購入費など、義務教育における実質的な保護者負担について、市はどのように認識しているかについてでございます。

小中学校への新入学の時期においては、制服や体操服、通学用かばんなどの学校指定用品の購入について、一定の費用が発生いたします。

本市といたしましては、入学祝金の支給や、義務教育における学校給食費の負担軽減など、保護者に対する支援を行っております。

(2)市内共通標準服制度、制服リユース事業、就学支援制度における現状と課題はについてでございます。

市内共通標準服導入の成果としましては、女子生徒のスラックス選択などの多様性への対応ができたこと、下着の透け防止技術を採用し、生徒が安心して過ごせるようになったこと、また、市内共通の仕様となったことによる校区を越えた譲り合いが可能になったこと等と認識しております。

制服リユース事業につきましては、導入から3年が経過し、本年度から制服業者と連携し、本格的に実施しており、今後周知を図り、保護者の負担軽減の一環として定着させることが今後の課題であると捉えております。

また、経済的な支援として、これまで同様、保護者の収入に応じて、学用品費、学校給食費、修学旅行費などの負担を軽減する就学援助制度や入学祝金の支給を実施しております。

(3)指定用品の見直し等を含め、子育て世帯支援及び若い世代の定住促進という観点から、保護者負担軽減策を今後どのように取り組んでいく考えかについてでございます。

子育て世帯への支援を強化し、若い世代の定住促進につなげるため、指定用品の必要性や価格の妥当性について、各学校に定期的な見直しを働きかけてまいります。

また、本市独自の入学祝金制度の継続的な取組などに加え、制服リユース活動の支援など、保護者負担のさらなる軽減策を検討してまいります。

今後も家庭の経済状態にかかわらず、安心して子育てができる教育環境の充実に総合的に取り組んでまいります。

以上、答弁申し上げます。

○3番（坂本治郎君）

御答弁ありがとうございました。

まず、1つ目のテーマですが、(1)から(3)まで質問させていただきます。

答弁にありました本市独自の八女市入学祝金支援事業では、小学校入学時に30千円、中学校では50千円となっています。これはこういった趣旨、目的でつくられたのか。そして、この制度は何年前からつくられたのか。物価も上がっていますが、この額でずっと据置きでいかれるのか、御答弁をお願いします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

八女市の入学祝金支給事業につきましては、平成27年度からの取組を進めておりまして、当時はほかの自治体であまり類を見ないような先駆的な取組でございまして、現在でもこのような入学祝金制度に取り組んでいる自治体は少ないものだとの認識をいたしているところでございます。

この事業の目的といたしましては、入学・進級時におけます家庭の経済的負担の軽減をするとともに、本市への定住促進、少子化対策や児童生徒の健全な育成支援、また、次世代を担う子どもたちが教育環境を整えて笑顔で新しい学校生活をスタートできるようにという地域社会からの応援の意味を込めたものでございます。

入学祝金の金額につきましては、議員先ほどお話しいただいたとおり、小学校に入学する児童1人につきましては30千円、中学校につきましては1人50千円となっております、金額につきましては、制度当初、平成27年度から本年度まで支給額の変更はしていないところでございます。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

答弁にありましたとおり、入学祝金制度については、子育て世代にとってとてもありがたい制度であり、福岡県下でもいち早く実現させていたことや、ほかの自治体よりも高い水準で支援してくださっていることは、本市の前向きな取組として評価しております。

しかし一方で、現在の小中学校入学時には、教科書以外にも多くの費用が必要となっていて、かつ年々値上がりしております。

これは一例ですが、小学校のお子さんを持つ方の意見を聞きましたが、入学時であっても、ランドセル、標準服、体操服、給食着、水着、上履き、体育館シューズ、そして、これは成長に伴い買換えが二、三回あります。そして、算数セット、図工マットなどの文房具、絵の具セット、書道セット、裁縫セット、裁縫教材、縄跳び、リコーダー、鍵盤ハーモニカの吹き口、これらは修学支援制度として一定の非課税世帯などへの支援もあることは確認しております。その他、図書バック、修学旅行積立てなど、安く見積もっても150千円くらいはするとのことでした。

中学校ではさらに、制服、ジャージ、通学バック、通学用自転車、部活動用品などにも必要になり、入学時で既に100千円を超えたとおっしゃってございました。これらは法律上、必ずしも全国一律に義務づけられているものではありません。法律上は私服だっていいのではないかと思います。

しかしながら、現実には、校則や学校生活や子ども同士の関係性の中で、事実上避けにくい費用となっており、私は義務教育に係る実質的な保護者負担であると理解しています。

冒頭で申し上げたとおり、さらに近年は物価上昇や税、社会保険料負担増加額などにより、子育て世代の可処分所得は厳しさを増しています。そのような中で、現在の入学支援金制度は非常に助かる制度である一方、現実としては、その多くが入学時に必要な、半ば強制的にかかってしまう費用へ消えているのが現実です。

その観点から、現在の物価や実態を踏まえ、今後さらに何らかの形で保護者負担軽減ができないか、お尋ねいたします。

○教育長（城後慎一君）

議員おっしゃるとおり、入学に関しては、それぞれたくさんの費用がかかるということは承知しているところでございます。

その中で、それぞれに本当に必要なものかどうかも含めて、その費用のかかり方、それから必需品であるかどうかということを検討していく必要はあるかと思っております。

ただ、本市で行っております入学祝金につきましては、八女市にお住まいの入学される児童生徒の保護者に、所得制限を一切設けず、一律でお祝いとしてお渡しをしているものでございます。

先ほど課長も申し上げましたけれども、八女市のように小学校入学時30千円、中学校で50千円と、これだけの祝金を一律支給している自治体は県内でもまれでございますし、本年度から給食費の家庭負担も月額2千円から500円に減額しているということでございます。

また、経済的に厳しい家庭につきましては、議員おっしゃったとおり、就学援助制度により、こちらは物価に応じて増額されている状態でございます。現段階での保護者負担軽減について、入学祝金単体での金額の見直しは考えていないところでございます。

ただし、見直す際には、入学祝金制度そのものの継続も含めて、市長部局の所管の子育て支援策とも併せて、総合的に考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

なかなか難しい話ではありますが、保護者負担軽減という観点では、私はシンプルに一番いいのは現金給付が最も柔軟で現実的な支援だと考えております。

しかしながら、その反対論として、当然こういった声もお聞きします。ランドセルはもととおじいちゃん、おばあちゃんが買う文化があるという話も聞いておりますし、現金給付をしても、子どもに使われずに遊興費に流れてしまう可能性があるのも賛成できないという考え方があることも私は理解しております。

ただ、ここで改めて考えなければならないのは、やはり物価の上昇です。

頂いた資料には、制服の一例ですが、市内共通制服にしてコスト削減にかじを切ったとしても、やはり物価高のほうが著しいということは明白であり、現在の30千円、50千円という金額は、入学時に実際に必要とされる費用に対して、当時は物すごく思いを持って実施されて、全国的にも物すごく注目された制度であるとは思いますが、それでも現在の30千円、50千円というのが、入学時にかかってくる費用に対して相対的にかなり厳しくなっている。つまり、この入学祝金の支援の実質的意味が薄くなってきていることが客観的にも言えるだろうと思いますし、実際に兄弟何人かいる親御さんからも、学校指定用品も年々高くなっているという声もお聞きします。

つまり、現在は、仮に現金支給されたとしても、それが遊びに回るというよりも、そもそも必要経費で消えていくだけであり、むしろ、昔よりも全く足りなくなっているというのが実態です。

また、社会の多様化も進んでおります。家族関係が複雑化し、おじいちゃん、おばあちゃんからプレゼントしてもらう文化が当てはまらない家族もたくさんいらっしゃいますし、年々増えております。

他自治体では、安価なランドリュックを導入する事例なども出てきております。これももちろん一つのよい策だと思いますが、これもやるなら一気に大胆にやるべきだとも思います。

さらに、本市において制服リユース制度が始まっていること自体、リユース需要が存在しているという前提でもあります。必ずしも新品のランドセルでなければならないと考える家庭も増えており、実際に私の知人でもメルカリ等で数千円程度の状態のよいランドセルを購入されている方もいます。その分、現金で支援を受け、先でもっときつい時期が来るだろうということを見越して、子どもの将来のための積立て投資に回したいという考え方も私は尊重されるべきだと思います。

多様化した現代においては、一律に物品配布を行うよりも、各家庭が必要なものへ柔軟に使える現金支給のほうが実態に合っています。そして、現在の制度を前提に考えた場合、最も現実的で行政負担の少ない方法は、既存の入学祝金制度の増額だと私は考えています。物品やクーポンを新たに配布する場合、当然そこには事務コストや運営コストも発生します。ただでさえ忙しい職員の負担を増やしてほしくありません。

その点、現在、既にある制度を活用しながら、実態に合わせて見直していくことは、行政にとっても比較的取り組みやすい形ではないかと思います。仮に、現在約40,000千円規模とされる入学祝金事業をシンプルに倍増した場合は約80,000千円近くにはなりますが、その多くは市内の学校用品店や関連事業者へ流れる地域内循環消費にもつながると考えます。倍というのは少し極端過ぎましたが、これ自体、私はおかしい数でもないと思います。

子育て世帯支援と地域経済循環の両面から見ても、十分検討に値する政策ではないかと思いますが、倍とは言わなくても、せめて制度成立当時の思いを引き継いで、当時の物価感覚から今の物価感覚まで支給額を増やすことができないか、ぜひやっていただきたいですが、市長、検討できないでしょうか、御答弁をお願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員から御指摘いただいたとおり、教育や子育てに係る経済負担の軽減というのは、市としてもしっかり取り組まないといけないと思いますし、また、御指摘いただいた入学祝金に限らず、様々な補助制度だったり、いろいろ行政としてそういった補助の制度がありますけれども、これが例えば10年、15年、物価上昇に合わせてずっと見直されずに金額が維持されているというものも様々あると思いますので、そういったところは過去の答弁でも申し上げているところですけども、その時代のそれぞれの状況に応じた見直しというのは当然必要だと思います。

その中で、この入学祝金制度、教育に係る費用負担というところに関しましては、これは先ほど教育長からも答弁があったとおり、当然、負担軽減という側面はある一方で、まさに名前が入学祝金ということで、このお祝いという側面が強いのかなと思っております。

そのときに、経済的負担軽減ということで考えると、議員から御指摘いただいたとおり、

どうしても義務教育においても様々な物品購入だったり、修学旅行とかもそうですけど、いろんなところでお金がかかってくる。そのときに、この費用負担というところで、もう少し全体の考え方を述べますと、家庭環境に応じて、それは経済的な状況もそうですけれども、家族構成だったり、また住んでいる環境、住んでいる地域の状況、そういったところにかかわらず、均等に教育環境を提供することが大事だと思います。

そのときに、入学祝金の一律の提供ですと、それはある意味、非常にお金に余裕のある裕福な家庭から、お金が非常に苦しい、いわゆる貧困家庭まで一律同じ金額を提供することになりますので、裕福な家庭にとっては、この祝金がなくても十分子どもに教育環境を提供できる、じゃ、ちょっとおいしいものを食べに行こうかみたいになることもあれば、本当に貧困に苦しんでいる家庭の方にとっては、今の入学祝金では全然足りないとなるかもしれない。そこは私の考えとしては一律ではなくて、それぞれの家庭環境に応じて、どういった家庭環境だろうが、しっかりと平等の教育環境が得られるような状況をつくるということが大事なのかなと思います。

そういった意味でも、今それぞれの、例えば、住民税の非課税世帯に関しては負担を軽減するといった、それぞれの家庭環境に応じた措置を取っておりますので、議員から御指摘いただいたとおり、やはりこの一律支給、今ある制度の増額というのが、ある意味制度としてはシンプルで、やりやすい部分でありますけれども、そこはそれぞれの家庭環境、今、八女は広い、平野部から山間部まで家庭環境もいろいろ本当に違う、それぞれの家庭によって全然状況は違いますので、それぞれの家庭環境に応じたきめ細かい支援というのができるように、いずれにせよこの物価上昇によって、教育に係る費用負担が苦しいという声も私も多く聞いておりますので、そこはしっかり市民の皆さんのお声を聞きながら、今後の教育の費用負担に関する支援の在り方については検討をしっかりと考えてまいりたいと思います。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

御答弁ありがとうございます。いろんな支援制度がありますが、最も職員に負担をかけず、効率的であり、柔軟性があるのが、やはり現金支給だと私は訴えさせていただきます。

一例ですが、先ほど課長答弁にありました入学祝金制度が開始されたのが平成27年度です。当時の市の予算規模は343億円であり、入学祝金の予算は44,500千円です。そして、今年の市の予算規模は478億円であり、入学祝金の予算は38,850千円です。

つまり、これは市の全体の予算から考えると、シンプルに37.3%減という計算になりました。これが私から示せる最も客観的な数字だと思っています。

制度開始から金額は据置きですが、市予算に占める割合は37%下がっていながら、子育て世代への必要経費は年々家庭を圧迫しています。私自身も、これまで予算には賛成してきた

立場です。しかし、今回、質問準備のために改めて調べていく中で、制度開始当時と比較した予算割合や物価上昇を考えると、もう一度見直しを検討する必要があるのではないかという考えに至りました。八女の未来そのものである子どもたちへの投資についても、来年の予算について、ぜひ前向きに御検討いただきたくお願い申し上げます。

次の質問に移ります。

次は、インバウンド関連の質問に行きます。

1つ目の通過型観光問題についてです。

本市には八女茶、里山景観、白壁の町並みなど、非常に魅力的な地域資源がありますが、一方で、見て帰るだけの観光になってしまえば、地域内消費や地域経済循環にはなかなかつながりにくい部分もあるのではないかと思います。これは大都市に近いがゆえの不利な部分でもあります。

では、どうすれば地域内滞在や宿泊、周遊につながるのか。これは正直、簡単に答えが出るものではないと私も思っております。

しかしながら、だからこそ市としても職員の皆さん一人一人にも日々知恵を振り絞りながら、どうすれば八女に長く滞在してもらえるのか、どうしたら地域内に消費を残せるのか、考え続けていただけたらと思います。

また、改めて私の立場を説明しますと、前回のホテル誘致条例につきまして、私は個人的に反対の立場を取りましたが、それは1億円規模の補助金投入という部分の考え方であり、ホテルや宿泊機能そのものが八女に必要なという意味ではありません。当然、私は八女に滞在拠点がが増えていくこと自体には大いに期待して歓迎しております。

今後、本市としても観光客数だけではなく、どれだけ地域内滞在や地域内消費につながっているのかという視点をぜひ大切にしながら、観光政策を進めていただきたいと思います。そのためには、まず現状把握が非常に重要だと思います。

現在、本市を訪れている観光客のうち、どの程度が宿泊につながっているのか、滞在時間はどうか、地域内消費はどうかなど、宿泊率や滞在実態をできる限りデータとして把握していくことが重要ではないかと思います。

現在、本市への外国人来訪者数については一定増加傾向にあると認識しておりますが、その一方で、どれだけ宿泊につながっているのかという点も重要ではないかと感じています。

例えば、近隣自治体と比較し、本市が通過型観光になっているのか、ある程度滞在型観光につながっているのか、どのような経済効果が発生しているのか、そのような分析は現在行われているのでしょうか。また今後、宿泊率や滞在時間、地域内消費等についてどのように把握、分析されていく考えなのでしょう、御答弁お願いします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

インバウンドを含む観光客の来訪状況につきましては、令和7年は219万人となり、コロナ禍前の令和元年の199万人を上回っており、コロナ禍以降、回復増加傾向にあり、また令和5年以降はコロナ禍前の令和元年の外国人宿泊数を上回るなど、一定の成果を実感しております。

一方で、議員御指摘のとおり、本市を訪れる観光客の多くが日帰りにとどまっており、これをいかに滞在宿泊型へ転換し、地域内での消費額を伸ばしていくかが最大の課題であると認識しております。

現状の把握につきましては、これまで観光案内所での窓口調査や、宿泊施設の客数調査を中心に行ってまいりましたが、通過型観光の実態や回遊状況をより正確に把握するためには、さらに踏み込んだデータ分析が必要不可欠になってくると考えられます。

現在、官公庁の補助事業や各種ビッグデータを活用し、国籍別の動態や、市内、近隣自治体を含めた回遊ルート、滞在時間などの分析を進めているところでございます。

今後はこうしたデータに基づき、どこから来訪し、どこで時間を過ごし、どのような消費活動を行っているかをより明確に可視化し、客観的なデータに基づくマーケティングを行いながら、通過型から滞在回遊型観光へとつなげる実効性のある施策を研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

御答弁ありがとうございます。

IT化などが進んでいけば、さらに細かく分析できることにはなるだろうと、そんな時代が来るだろうとも思います。また時期をもって質問させていただきます。

ぜひ、今伸びているということに甘んじることなくといいますか、今挙がっているデータだけではなく、私が申し上げた観点への注力をぜひお願いします。

次に行きます。(2)です。

次は観光問題に関してですが、現段階において、本市でSNS等で話題になるような深刻な観光公害が発生するという認識までは私も至っておりません。

しかしながら一方で、八女中央大茶園周辺においては、以前と比較してごみが増えてきているように感じる部分もあります。実際に新しくできた喫茶店のスタッフの方々が定期的に清掃活動をされている様子も確認しております。

また、もう一つ気になっているのは、先日の質問にもありました上陽地域における観光客の川遊びです。

私としても以前よりごみが増えたという声も聞くこともありますし、現在も有志による清

掃活動が行われていると伺っております。本市としても、自然資源を活用した観光や交流人口拡大を進めていく中で、こうした地域住民の善意やボランティアだけに負担が偏ってしまう状況は、長期的には継続しにくい部分もあるのではないかと思います。

特に上陽地域においては、ダニエルイノウエミュージアム等も含め、市として一定の観光動線づくりを行っている地域でもあります。だからこそ、単にマナー啓発をお願いしますという形だけではなく、市としても観光案内や注意喚起、清掃活動等において、施設や関係団体とも連携しながら、より積極的に関わっていく必要があるのではないかと感じておりますが、その点について市の見解をお願いします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

議員おっしゃられたように、本市においては、現時点で他都市で見られるような深刻なオーバーツーリズムが発生している状況にはないと認識しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、八女中央大茶園やダニエルイノウエミュージアムをはじめとする上陽地域の河川周辺などにおいて、来訪者の増加に伴うごみの散乱やマナー低下等の課題が生じ始めていることは把握いたしております。

現在、これらの地域におきましては、地元住民の皆様や有志のボランティア団体による自発的な清掃活動等によって環境が保たれている部分が大きく、その御尽力に対し深く感謝申し上げます。

しかし、観光交流人口の拡大を進めていく上で、こうした地域の皆様だけにのみ負担を強いる状況は、議員おっしゃるとおり持続可能ではないと認識しております。

今後はマナー啓発を呼びかけるだけでなく、関係機関や指定管理者等と連携し、多言語対応を含めた注意喚起看板の適正配置や、SNS、ウェブサイトを通じた事前のルール周知、地域のボランティア活動への支援の在り方や地域住民の暮らしと観光振興が両立する持続可能な環境保全の仕組みづくりについて研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

3つ目の質問へ移ります。

外資への資本流出問題に関してですが、ここに関しては問題提起としてこの場で挙げさせていただきました。当然ながら、私は外部資本や外資系事業者が全て駄目だという考えではありません。

一方で、観光客が増えることと地域が豊かになることは必ずしも同じではないかとも感じております。だからこそ、単に観光客数だけを見るのではなく、どれだけ地域内事業者や地域住民へ利益が残っているのかという視点も、今後さらに重要になってくると思います。そ

の視点もぜひ意識しながら、今後の観光政策を進めていただきたいと思います。

次に、4つ目の質問です。地域資源をどう強みに生かしていくかという観点で質問します。

繰り返しになりますが、八女中央大茶園に行ってみると、10年前では考えられないほどに人が訪れることを実感します。時には駐車場が足りなくなるほどです。外国人観光客だけではなく、日本人観光客も非常に増えております。

では、何が変わったのかと考えると、実は場所そのものはそこまで大きく変わっていません。新しく喫茶店ができたというのがありますが、景観そのものは昔からそこにありました。私はやはり一番大きいのは、どのように編集され、発信されたかだと思っています。

インバウンドの増加に加えて、ソーシャルメディアによる拡散、世界的な抹茶ブーム、そして、八女とお茶という非常にシンプルで分かりやすい組合せ、つまり、八女はもともとよいものを持っていた、それに世界がやっと気づき始めたということではないかと私は理解しております。

そこで、編集と発信の仕方という観点で1つ提案いたします。これは八女市単独でできることではないので、市長の答弁を求めます。

実を言うと、観光客のほとんどは八女という地名を目指しては来ますが、八女市を目指して来ているわけではありません。これをちゃんと説明すると、八女市という市区町村を目指してくるというより、八女という地域ブランドや八女茶、里山景観、日本の田舎文化というイメージに引かれて来ている部分が大きいのではないかと思います。

観光客にとっては、八女市と広川町の境がどこかとか、そして、現在の八女市が旧町村合併によって成り立っている背景までは理解してくるケースはほとんどありません。

実際に、八女茶は八女市だけではなく、広川町、筑後市、うきは市、朝倉市などでも生産されております。そして、広川町やうきは市などでも、それぞれの地域が地域ブランドを強めながら発信していく動きも確認しております。

しかし一方で、世界へ向けた発信という意味では、各自治体がそれぞれ単独で発信していくだけではどうしても発信力に限界がある部分もあるのではないかと思います。だからこそ、今後は市町村単位だけではなく、八女茶文化圏といったような広域的な地域ブランドとして、福岡県や近隣自治体とも連携しながら、一体的に国内外へ発信していく観点が必要になるのではないかと思います。

これは、実例で言えば海外のナパバレーとかシャンパーニュ地方とかボルドーなど、単なる市町村だけではなく、農作物、景観、食、文化、宿泊体験まで含めた地域全体がブランドとなり、世界中から観光客が訪れているという事例があります。観光客はボルドー市だけに行くのではなくて、その地域文化を体験したいから訪れているのです。私は八女もこれに近い

可能性を持っている地域だと思っています。

八女茶だけではなく、茶畑、里山景観、白壁の町並み、伝統工芸、食、人の暮らし、宿泊体験まで含め、八女茶文化圏として発信していく。これを英語で言うなら、例えば、Yame Tea Regionとか、一つの文化圏として国内外へ発信していくという視点です。

今後の観光戦略の一つの方向性として、ぜひこういった視点を研究、検討し、近隣自治体との連携を深めていただきたいと思います。市長、この件について見解をお願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員から御提案いただいた、より広域での連携、これは観光行政に限らずですけれども、本当に今後非常に重要な視点だと思います。

実際に、今様々広域での連携に取り組んでおりまして、例えば、この筑後地域という狭い地域でいうと、筑後七国ということで、筑後船小屋駅、新幹線駅を中心として、近隣自治体で連携をして、様々観光の発信をしていこう、インバウンドを含め観光客を取り込んでこの地区を回ってもらおうということもやっていますし、また、違った枠組みでは、例えば、南北朝の歴史の協議会、これは南北朝にゆかりのある近隣自治体、それは例えば熊本県の菊池市とか、県をまたいだ市町村も含めて連携をしていたりですとか、またもう少し大きい単位ですと、九州という単位が一つの大きな、国際的にもブランド価値を高めていると。九州を目掛けて多くの外国人の方が来られているという現状もありますので、九州市長会の枠組みの中において、「ONE KYUSHU」というテーマの下、九州を一つに、九州の中でも様々、例えば、伝統工芸でのつながり、食でのつながり、そういったいろんなつながりを通じてこの九州内を回ってもらおうと、そういった様々な取組を行っているところでございます。

そういった近隣自治体と協力して発信することにより、より発信力を高めることができる、より多くの海外、インバウンドを含めた観光客の方に情報発信できると思いますので、そこは引き続きしっかり取り組んでいきたいと思ひますし、また一方で、いわゆる八女市、八女という名前が私は非常にブランド力がある、お茶を通じて、この八女茶というところが多くの方に名前も浸透していると思ひますので、近隣の、例えば、筑後だったり、福岡、九州という単位というところも活用しながらも、やっぱり八女という名前の発信、ここは引き続きしっかり力を入れていきたいと思ひますので、そこは独自でやるところ、近隣自治体と協力してやるところ、それぞれ戦略的にしっかり取り組んでまいりたいと思ひます。

以上です。

○3番（坂本治郎君）

ありがとうございます。引き続きこういったアイデアに関しても注力、研究、よろしくをお願いします。

次、(5)に行きます。人材育成に関してです。

地域経済が縮小しつつある現状を打破しようと、市長は「八女を世界に！」というキャッチフレーズを掲げられ、部内改編においても輸出戦略課やシティプロモーション課、そして従来からの観光振興課など、対外発信を意識した体制づくりを進められておりまして、私は当然、その方向性自体は非常に共感しております。

その中で、今後必要になってくるのは、単なる英語力というよりも、国際感覚や海外へどう伝えるかという視点だと思います。近年はA I 翻訳等も進化しており、英語力そのものも一定カバーできる時代になってきております。

しかし一方では、海外向け観光発信、輸出、インバウンド対応、海外メディア対応等においては、やはり実務レベルでの英語運用能力や海外感覚を持った人材が現実として必要不可欠になってくる場面も多いかと思えます。

募集の段階では英語は求めているとはありますが、これに関しては、正直申し上げて実務レベルで英語を使いこなせるようになるというのは、短期間の研修や少し留学しただけでは簡単に身につくものではないと思っています。

さらに、行政組織においては、人事異動というものも避けられない現実があると思います。特に輸出戦略課やシティプロモーション課、観光振興課、定住対策課あたりは、英語力や国際感覚が必要になる側面があると思いつつも、一方で、それ以外の課は必ずしもそうではないのかとは想像しておりますが、そういった中で、本市として今後、対外発信や国際対応に必要な能力やノウハウをどのように継続的に蓄積、担保していくのか、市の見解をお願いします。

○人事課長（古村和弘君）

御説明いたします。

今後展開していきます海外向けの観光発信やインバウンドの対応、輸出戦略の実務においては、DXの進展やA I 翻訳等の進化はあるものの、国際的な感覚や伝える視点を、そして、実務レベルでの語学能力を持った人材が不可欠であるという御指摘については、人事課といたしましても認識をしているところではございます。

しかしながら、議員からもございましたように、こうした専門的な能力は一朝一夕に身につくものではなく、定期的な人事異動が発生する行政組織においては、いかにそのノウハウを継続的に蓄積、担保していくかは、なかなか簡単には解決することができない問題ではありますけれども、大変重要な問題であると認識をいたしております。

そういった状況ではございますが、まず職員の採用の面におきましては、語学力のみに特化した採用試験につきましては、現在においては実施していない、考えてはおりませんけれども、社会人の経験者など、多様な経歴を持つ職員の採用につきましては、現在、人事課と

しても検討しているところではございます。

また、職員の人材育成につきましては、現在行っている公務員としての基礎的な研修に加え、今後は、全国市町村研修財団が運営する国際文化研修所など、専門的なアカデミー機関などへの職員派遣なども国際感覚を磨く一つの有効な手段として捉えており、今後はより計画的に国際感覚の醸成に努めてまいりたいと考えております。

また、日々変化していく国際情勢やインバウンド需要など、スピード感を持って対応するためには、内部の職員の育成だけではなく、外部の専門的な知見やノウハウを即戦力として、いかに組織に取り組みでいくかという視点も不可欠だと考えております。そういった外部人材の活用も、今後はさらに研究、検討、採用を進めていきたいと考えているところです。

以上でございます。

〇3番（坂本治郎君）

今後の社会において、英語力や国際感覚、情報発信力を持った人材の重要性はさらに高まっていくことになると思います。

ただ一方で、そのような人材は、従来型の行政組織や地方の雇用環境の中では、必ずしも力を発揮しやすいとは限らない部分もあるのではないかと思います。

例えば、海外経験を持つ人材、英語で情報発信ができる人材、SNSやデジタルに強い人材等は、従来とは異なる感覚や働き方を持っているケースも多いと思いますし、その相互理解のミスマッチが起こるというのは古今東西でよく聞く話です。だからこそ、今後はどう育てるかではなく、そういった人材が地域内で活躍しやすい環境をどうつくるかという視点も非常に重要になってくるのではないかと思います。

また、外部人材という意味で非常にマッチしやすい制度でいえば、地域おこし協力隊がありますが、地域おこし協力隊についてもいろんなパターンがあっていると思います。自由度が高くて、地域になじんでくれる人というのが一般的になりつつありますが、本市に必要な専門スキルを求めるというのも一つではないかと思います。

例えば、TOEIC900点相当の日本人、あるいは日本語検定1級相当の外国人であり、メディアでの就業歴5年以上のノウハウのある方に、国内外に八女をしっかりとプレスリリースや観光メディアに仕掛けていってもらうとか、実際にこういった方でフリーランスの方、フリーでやっている方というのもいらっしゃいます。そして、デジタルノマドコミュニティに属している人で、福岡から八女にデジタルノマドを引っ張ってこれる人材だったり、私は八女だけではなく、日本全国の地域おこし協力隊につながりがあるのですが、よく聞く声としては、広過ぎて何をやればいいのか分からないという声もよく聞く話です。募集の段階で明確にやる事が示されており、かつ高いレベルにある自分のスキルが生かせそうな募集のほうでミスマッチにならないケースもあるのではないかと聞いております。

当然、そんな希少人材はすぐにタイミングよく来れないので、そのため、期間限定募集だけではなく、通年募集し続ける、いつでもこういう人材を求めていますというメッセージを発信し続ける、そのような戦略的な人材確保の在り方も今後必要になってくるのではないかと思います。地域おこし協力隊制度については国も積極的ですが、今後こういった視点はいかがでしょうか。

○副市長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

インバウンドの対応でありますとか、市長が掲げられる政策の実現のため、八女市の魅力でありますとか、八女市の産物、それを情報発信していく、そういった場合に、語学力や国際感覚、そういうものが非常に専門的知識として求められてくるということは、議員と認識を共有させていただきたいと思います。

今、八女市におきましても、外部人材ということではいいですと、地域活性化起業人の方、企業に籍を置きながら八女市の業務をしていただく方もいらっしゃいます。また、議員おっしゃるように、地域おこし協力隊、集落支援など、様々な立場で八女市の市政運営に対して御尽力いただいている状況もございます。

行政組織内部に外部のそういう人材が入っていただいて一緒に仕事をしていただく、そういうことにつきましては、慣例に重きを置いてしまう行政の考え方に捉われることなく、柔軟な業務運営や創造的な仕事のやり方の多様な価値観を共有すること、そういうことにつながっているだろうということで、そういうことをもって組織の科学反応を引き起しているのではないかと感じているところでございます。

議員おっしゃるように、専門的なスキルでございますが、基幹的な業務に加えて、そういう外国語、情報発信などの専門的なスキルを必要とする場合は外部人材を登用する、そういうことにつきましては、積極的に捉えていくべきだろうと思います。

実際に、今年度新設いたしましたシティプロモーション課におきましては、八女市の情報を効果的に発信するために、SNSの活用、そういうものに専門性を発揮していただける地域おこし協力隊を募集することにしております。

地域おこし協力隊の皆さんにつきましては、現在もそれぞれの立場でそれぞれのスキルを生かしながら、多様な地域協力業務に励んでいただいているところでございます。

重要なことは、地域おこし協力隊登用に際しまして、お願いする協力業務がどこにどのような形で存在し、それをどのような人材になってもらうかを明確にすることだろうと思っております。

そのようなことを基本にしながら、議員から募集の方法について、通年募集などのお大変興味深いお話をいただきましたので、これからしっかり追求してまいりたいと思います。

以上でございます。

○3番（坂本治郎君）

ぜひ追求、研究をよろしくお願いします。そういった方々が、地域内で活躍しやすい環境づくりをぜひこの場にいる方にお願い申し上げます。

最後に、これは提案になります。私が日常的に外国人と接していて気づいたことになります。

海外の方の日本の地域認識というものは、私たちが思っている以上に大まかなものだったりします。例えば、日本に来たことがない人からすれば、西日本をまとめて大阪、東日本をまとめて東京ぐらいの感覚で認識している方もいらっしゃいます。あとは、京都と富士山ぐらいしか知らないという方も多いのではないかと思います。これは逆に考えたらそうなのですが、例えば、私たちがフランスでパリとモンサンミッシェル以外の地名のイメージがつく人がどれだけいるかという問いになります。その中で、まず知ってもらう努力をするには、やはり検索で露出するきっかけをこちらからつくる必要があると思います。

そのような中で、今後の海外向けの情報発信においては、何を発信するだけでなく、どういう言葉で発信するかが非常に重要になってくると思います。

ここは過去の一つの事例になるかもしれませんが、以前から堀川バスがグーグルマップ上に検索されないという課題がありました。その後、関係者の皆様の尽力によりグーグルマップ上で検索できるようになり、実際に利用者や事業者の方からも利便性が向上したという声も聞いたことがあります。とある星野村の事業者からも、最近では、観光客の方が自らバスの時刻を検索して来られるようになったという話を伺いました。これは大きな予算をかけなくても、情報の見せ方や検索環境の改善によって観光客の利便性を高めることができたという一つの事例ではないかと思います。

実際に、外国人観光客のグーグルマップ画面を私は見せてもらったことがあるのですが、八女にはとても魅力的な観光資源がたくさんあるにもかかわらず、彼らにとって何の施設かが非常に分かりにくいものが多いと感じました。

例えば、お茶の文化館、星野文化館、男ノ子焼の里、岩戸山古墳、やべのもりなどは、これは海外のグーグルマップでは日本語表記のままだったり、日本語がそのままローマ字表記に変換されただけというケースもあります。これが外国人からすると何の施設なのかがマップ上では分かりません。もちろん、それぞれ一つ一つクリックすれば、詳細を見れば分かりますが、八女に来る観光客はレンタカーで九州を周遊しているケースが多く、まず地図全体を見ながら行き先を探しますし、一つ一つクリックしてられません。その段階で、ここは何の施設か、自分が興味を持つ場所なのかがマップ上で即座に伝わらなければ、そもそも候補に入らない可能性もあります。

例えば、岩戸山古墳、これをアルファベット表記で「Iwatoyama Kofun」よりも、例えば、「Iwatoyama Ancient Tomb」とか、「Onokoyakinosato」のアルファベット表記よりも、例えば「Yame Pottery Village」とか——これは例えばです——のほうがマップ上で、一瞬で内容が伝わります。これは施設名だけではなく、地域名についても同じです。

例えば、八女福島についても、私たちには当然通じますが、海外の方が福島と検索するのなら、当然福島県のほうが圧倒的に知名度は上ですので、そちらの情報に行き着きます。

一方で、「Yame Fukushima Old Town」、もしくは「Yame Fukushima Historic District」のように、八女と歴史的町並みであることを組み合わせで発信すれば、福岡県内で伝統的な町並みを探しているインバウンドの方々にも伝わりやすく検索されやすくなるのではないのでしょうか。これをこうすることによって、八女中央大茶園の後に八女福島に立ち寄られる確率も上がるだろうと思います。

また、日本人の訪問者の方からは、奥八女という言葉が非常に格好いい、渋いという声をよく聞きます。こういった地域ブランドについても、ぜひ海外の方に伝わる表現として整理し、ローマ字表記で「Okuyame」だけではなく、「Deep Yame」とか「Yame Highlands」のような形で発信していく可能性もあるのではないかと思います。

私は、八女中央大茶園の例を見ても分かるように、場所そのものが変わったというよりも、どう編集し、どう発信したかが人を呼ぶ時代になっていると感じています。今後の海外向けの観光戦略においては、施設整備だけではなく、名称や表現方法、グーグルマップやそれぞれの観光施設において、英語版ホームページでの見せ方も含めた情報発信において、ぜひ研究、検討していただきたいと思いますが、市の考えをお願いします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

海外向け観光戦略における情報発信と表現方法の工夫についての御提案かと思います。

議員御指摘のとおり、増加するインバウンド需要を取り込むためには、単に施設を整備するだけでなく、いかに編集し、的確な言葉で世界に発信するかが極めて重要であると認識しております。

本市では、これまで八女観光オフィシャルサイトの多言語化を実施してまいりました。しかしながら、グーグルマップや各施設のホームページ等において、外国人観光客に直感的に伝わるような英語表記が不足しているという課題につきましては、御提案のとおり改善の余地が大きくございます。

今後は、単なる日本語のローマ字表記や直訳ではなく、その施設の価値や地域の魅力が一瞬で伝わる効果的な表現方法について、本年度取り組みます観光系サイトの統合の中でも、専門的な知見も取り入れながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3 番（坂本治郎君）

ホームページのリニューアル等に合わせて、海外発信のリニューアル、改善におきまして期待しております。

くれぐれも勘違いしてほしくないのは、私は名前を変えるように言っているわけではありません。むしろ、八女の歴史や文化が込められた名前は大切に守っていくべきだと思っております。

しかしながら、それぞれの市の管理下にある観光施設におきましては、対外的に分かりやすい英語名をつけていったらどうでしょうかという提案でした。そして、これをやらないとデメリットもあります。それを行わなかった場合、海外の旅行者やインフルエンサー、旅行メディアなどがそれぞれの独自の呼び方で発信を始める可能性があります。

例えば、同じ場所であっても、「Yame Old Town」とか「Yame Historic District」とか「Fukushima White Wall Street」とか、これが全く同じ場所であっても、人によってメディアによって異なる表現が使われると情報が分散して、結果として、地域ブランドが弱くなるという可能性もありますし、実際に八女中央大茶園も、これも英語表記がばらばらだったりします。地元のホームページだったり、県のホームページだったり、グーグル、ウィキペディア、トラベルウィキだったりとかで、これもばらばらだったりしますので、こういったところを一本化した名前を市が率先して公式につけていくというのは、一つではないかと思います。

そうしないと、八女に来たことがない観光客にとって、これらは同じ場所なのかという混乱を招いてしまうというのがありますし、ネット上の検索も弱くなってしまうということもあります。こういった点はすごく地味で、変えたからすぐ人が来るようになるということではないですが、長期的な目線で見たら非常に重要な観点になってきますので、引き続き研究、検討をよろしくお願いします。

私の質問は以上となりますが、今回の一般質問は、一見すると子育て支援の話、観光の話、人材育成の話と、それぞれ別のテーマに見えるかもしれません。

しかし、私の中では、全て八女の未来をどうつくっていくかという一つのテーマでつながっています。まず、八女の未来を担うのは子どもたちです。そして、その子どもたちを育てているのは、今まさに働き、税金や社会保険料を負担しながら子育てをしている世代です。私は、この世代を重点的に支援していくということは、単なる福祉ではなく、八女の未来の投資だと思っています。

一方で、その財源を確保し、地域を持続させていくために、今伸びつつある産業にも力を入れていかなければならないと思います。その一つが、今回取り上げた観光やインバウンド

分野だと思います。

ただし、県内でも、交通条件に恵まれているとは言えない本市においては、通過型観光の問題や、今後起こり得るかもしれない観光公害への未然の対策、地域外への利益が流出してしまう問題など、様々な課題もあります。

正直に申し上げて、どうすれば解決できるか、私もまだ分からない部分もあります。しかし、だからこそ、市としても、ここに関して問題意識をしっかりと持って、担当課だけではなく、職員の皆様一人一人にも日々知恵を出し合いながら、どうすれば地域にお金が残るのか、どうすれば若い世代が暮らし続けられるのか、どうすれば八女の魅力を世界へ伝えられるのかということを考え続けていただきたいと思います。そのようないろんな声が出るいい環境をつくっていただけるように、ここにいる皆様にはお願い申し上げます。

八女には八女茶、里山景観、歴史文化、人の温かさなど、世界に誇れる資源が数多くあります。私は八女がもっと多くの人が訪れるだろうと、その可能性を信じています。

今回、提案させていただきました内容についても、ぜひ今後の施策検討の参考としていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

3 番坂本治郎議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時7分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

13番石橋義博議員の質問を許します。

○13番（石橋義博君）

皆さんおはようございます。本日もお忙しい中、傍聴、またインターネット御視聴ありがとうございます。

さて、本日も変わらずの経済対策についてでございます。市の経済の行方と重点政策、対策、結果として人口の推移についての影響、要するに八女市の未来について、市長はどのようなビジョン、対策を講じられているか。同時に、八女市の対策について具体的にどのようなサービスをどう展開されるのか。具体的に公園など市民全体、特に子どもたち、また親御さんたちの希望、要望に対してどう応えられるのか、また、応えていくべきか、どう思われているかというのを市長の見解をお聞きしたいと思います。

また、福島地区、黒木地区ほか、伝統や歴史的建造物など多々あります。今、観光客が八女市に増えつつある中で、もう少し詳しく興味を引くような対応をすべきではないかと思っ

ております。そんな中で、それら施設へ行っても職員の対応の悪さも市民からの指摘、通報もございます。もっと市民や観光客などへ積極的対応や丁寧な説明、案内板等も一つでございませうけれども、一つ一つ丁寧に、そして、八女市に興味を持っていただき、移住・定住へつなげるという方策はどのように考えてあるかお聞きしてまいりたいと思います。

ほかもろもろございますが、今日は少し従来より深掘りしながら、経済活性、定住促進につながるようなことをお聞きしてまいりたいと思います。

さらに、ちょっと私も今日は体調がよろこびませんので、逆に執行部からさらに踏み込んだ答弁、結果として市民の豊かさ、市の活性につながるような答弁をお願いしたいと思います。

あとは質問席にて順次質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

13番石橋義博議員の一般質問にお答えいたします。

1、八女市の経済対策について(1)の八女市の農林業・商工業及び観光業における経済現状をどう捉えているかというお尋ねでございます。

本市の産業全体を取り巻く状況としては、中東情勢や物価高騰などの影響により、燃油や生産資材に係るコストが上昇し、共通して厳しい経営環境にあるものと認識しております。

個別に申し上げますと、農林業に関しましては、これまでの後継者不足等の問題に加え、生産コスト高の問題が加わる状況となりますが、お茶については、世界的な抹茶ブーム等により、一定の成長が見込まれております。この点については、コロナ禍を経て、インバウンドを含む観光客数が増加傾向にある観光業にとっても追い風になるものと考えております。

商工業に関しましては、この厳しい状況下においても、新規創業者の増加、産業団地への企業進出による雇用の創出など、地域経済を勢いづける動きがございますので、引き続き国や県とも連携しながら、適時、必要な支援策を講じてまいります。

(2)の今年度の各分野における重点施策についてのお尋ねでございます。

農業分野に関しましては、就農支援の拡充による担い手確保をはじめ、八女茶のブランディングや花卉等の消費対策による農産物の付加価値向上と販路開拓を推進し、次世代へつなぐ持続可能な農業の確立を構築してまいります。

林業分野に関しましては、国の森林環境譲与税や補助事業を活用した効率的な森林の整備・保全を推進するとともに、林業従事者の育成支援による担い手確保を行い、経営基盤の強化を図ります。また、森林経営管理制度に基づく森林施業地の集約化に努め、豊かな森林資源を守り持続可能な魅力ある林業の確立を構築してまいります。

商工業分野では、地域資源を生かした先進的で持続可能な事業化の取組を支援するローカル10000プロジェクト事業のほか、市内企業のDX支援や新たな産業団地の整備に向けた取

組など、雇用創出と市民の所得向上につながる施策を推進してまいります。

観光業分野に関しましては、第3次茶のくに観光アクションプランに基づき、インバウンド対策や観光商品の開発など、観光地としての魅力を高め、交流人口を創出するまちづくりに努めてまいります。

(3)の経済対策を行うことにより、人口推移にどのような影響を与えると想定しているかというお尋ねでございます。

このたび策定した第5次八女市総合計画後期基本計画では、強い産業の創出によって魅力的な雇用を生み出す「稼ぐ八女市」の実現を掲げております。

経済対策を通じて農林業や商工業を活性化させ、新たな企業誘致により安定した魅力ある雇用の場を創出することは、若年層の地元定着やU I J ターンの促進に直結します。経済基盤の強化によって市民の所得向上を図り、安心して働き暮らせる環境を整えることが、結果として人口流出に歯止めをかけ、定住促進に好影響を与えると考えております。

続いて、2、八女市の定住対策について(1)の定住対策の推進力として、市内の公園の整備・拡充についてどのように考えているのか。また、近隣の自治体と比較して、どのような特色を持った公園整備を考えているのかというお尋ねでございます。

子育て世代を中心に、子どもたちが安全に遊べる公園整備を求める声が多く寄せられており、定住促進の観点からもその重要性を強く認識しております。今後の公園整備につきましては、近隣自治体に見られる大規模な広域公園とは異なり、豊かな自然環境など八女市の特性を生かしつつ、既存施設の更新や公有地の有効活用を図りながら、市民の癒やしとなる魅力的な公園づくりに向けて検討を進めてまいります。

続いて、(2)の市内の伝建地区を活用して、定住を促進する施策はどのようなものがあるかというお尋ねでございます。

伝統的建造物群保存地区、いわゆる伝建地区である八女福島地区や黒木地区において、修理・修景事業への補助を継続し、地域の魅力向上を図っております。

定住促進に向けた具体的な施策としては、空き家・空き店舗バンクの活用に加え、町並み保存会やN P O等の関係団体と連携したマッチングを主軸として、古民家等の利活用を進めているところでございます。

さらに、まちなみ家賃補助金等により、伝建地区内への転入・転居者の住居や新たな店舗等としての利活用を支援し、地域のにぎわい創出と定住人口の増加につなげてまいります。

最後に、(3)の国や県の公的施設を誘致することにより、移住人口や交流人口が増加すると考えるが、市の考えはというお尋ねでございます。

国や県の公的施設を誘致することは、新たな雇用の創出や関連インフラの整備促進につながり、本市の経済や移住人口、交流人口の増加にも大きく寄与するものと考えております。

地域住民の皆様の御理解と御協力を得ながら、市民生活や産業の発展に貢献できる事業については、国や県からの情報収集に努め、引き続き積極的な誘致活動に取り組んでまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○13番（石橋義博君）

就農支援等を含めて販路拡大、具体的にどのような施策を取られるか、まずはお聞きいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

経済対策ということで、農業分野におきまして、第5次八女市総合計画後期基本計画の中では産業部という形で部を再編されまして、関係部署と一緒にあって産業の活性化ということで、農業も稼ぐ農業という観点で、市長のほうの後期計画の中で2つの重点戦略を掲げていただいております。

1つ目が担い手の育成・確保でございますので、当然こういった時代でございますので、従来から産地を維持していただく認定農業者、新規就農者の支援はもとより、当然多様な担い手の支援についても今後展開していく必要があると思いますけれども、具体的な目標としまして、やはり新規就農者を、次世代がいない農業者を呼び込んでいくということで、後期計画の中でも年間10人を最低確保していこうという目標を掲げております。

具体的には、昨日も少し触れましたけれども、新たに新規就農いただく市内外からの方に対します経営開始に対しての支援給付金という形で、50歳未満の方については、国の制度を活用し、さらに上乗せ1,000千円の支援をさせていただいております。それから、これまでなかった新規参入の50歳以上の方については、新たに500千円を支給するという形を取らせていただいております。それから、従来から非常に地域の声が強かった親元就農支援、これについても、新たに8年度から区分を2つに分けまして50歳未満の方、国が対象とする、そういった50歳未満の年齢を一つの区分として1,000千円、それから、50歳から65歳未満の方については500千円ということで、後継者の方の就農の動機づけも含めて、地元、市外を含めて就業者を呼び込んでいこうという形で、当然これに農地をする基盤が必要でございますので、当然担い手対策と併せて、昨日も出ておりました園地の確保についてはこれから仕組みづくりを強化していきたいと考えております。

もう一点が、農産物の付加価値向上というのを掲げておりまして、国内外の販路開拓、ブランド力の強化によります高付加価値化ということで、当然従来からある八女茶を中心にしてブランディング事業を継続的に、今年は国内にとどまらず、海外プロモーションも含めて今部内で検討しておるところでございます。

それから、高付加価値化というところでございますので、昨年の商品価値に加えた商品価値

以外の価値を見いだしていこうということで、産地の持続性を高めていく上で八女茶のE S G評価をしましたけれども、この活用方法について引き続き今年度計画をしていきたいと思いますし、当然海外の需要の高いG A Pですとか、有機J A Sの認証ですとか、そういう商品価値以外、また需要の強い有機、そういった部分についても新たに8年度から支援を創設したところでございます。

これまで同様、地産地消の推進ですとか、引き続き有機促進の一助になるような取組については、新たに輸出戦略課もできておりますので、そういった部署と連携しながら、高付加価値による稼ぐ農業について重点的に取り組んでいきたいと思います。

もう一点だけ申し上げますと、市長答弁にもありましたけれども、花卉部門、お花の部分が議員の地元で非常に厳しい声を聞くということも届けていただいておりますので、これは作物は横断的に厳しい状況はありますけれども、別建てしながらも、この花卉部門については今緊急に支援策について検討しているということも付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○13番（石橋義博君）

そこなんですよね。今や世界的な抹茶ブームではございます。この資料を頂きましたけれども、近年、特にお茶は昨年度劇的に売上げは伸びております。しかしながら、花卉のほうも、劇的とまでは言いませんけれども、やはり10年前からしますと6割程度、事業者は今やもう4割と言われております。

そこで、常々言っておりますように、なかなかもうかっている部門と所得が上がらずに廃業される方もおられます。補助金等はしっかりと充実してやっていただいております、何にしても掘り下げて、国や県からの補助金等については一生懸命やっていただいておりますとは思いますが、しかしながら、厳しい部門での所得につながらずに、これが逆に過疎化というか、定住につながらずに、当然そういう状況の中では移住にもつながっていかないのかなと思っております。

もっともっと具体的に世界に向けてというのは分かります。これはお茶に関しては、抹茶にかかわらず相当数売れておるということでございます。ただ、生産者によってはあまり利益につながっていないという方々もおられます。

そんな中で、毎回言っておりますとおり、農業従事者の年間所得平均2,000千円というところをもっと具体的に考えておるといのは毎回私も聞いております。もっともっと具体的に、もっと具体的によければ、なかなか一朝一夕にして、「さあ、この事業を展開します」が「さあ、所得が伸びろ」などといっても厳しいというものは分かりますけれども、行政というのも一朝一夕にできたわけではございません。衰退する中で、やはりカウンターを打っておくべきだったんじゃないかなと私は常に思っておるわけでございます。もちろん、それ

を職員の方々だけに押しつけるというのもないかなと思うところでございますけれども、やはり向上するためには具体的にもっと販路なりなんなり広げていって、早く救済すると。もう当然補助金によって救われている部分はあるかと思っておりますけれども、続けるとなると、やはり販路が、価格がしっかりしているということが一番大事じゃないかなと思っておりますので、もう少し何か深掘りして、なければならぬ結構ですけれども、こういうことに課長なりにあれば、所管なりにあればお願いしたいと思っております。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

重点課題を2つ申し上げましたけれども、もう少し踏み込んだところというところに関しては、当然行政だけで補助金付けにとどまらず、持続性のある取組ということでございまして、これについては、当然関係機関と一緒にした取組を継続していくことが重要だろうと思っておりますので、そういった意味では、JA主体の産地でもございますので、JA、県の普及指導センター、それから、関係機関を含めて、各専門部会という形で、作物を横断的に、その関係機関の中でもさらにそれぞれの部会が設けられております。その中でいろいろな課題を設けておりますので、具体的にはちょっと申し上げられませんが、花について先ほども申しましたように、まず前段にあるのが、今いろんな物価高、中東情勢を含めて、足元の支援というのは当然必要だろうと思っております。具体的な課題については、花については消費拡大が低迷しているので、そういった部分ですとか、従来からある品種の改良、改善について国、県に要望していくですとか、電照菊は厳しい状況ですけれども、それをお茶でいう伝統本玉露は象徴であるように、花を牽引してきた象徴でもあります、それを残すのか、作物転換していくのか、そういったところも明日もまたそういう議論はあるんですけれども、そういったところを品目ごとに課題がそれぞれありますので、取り組んでおるところで、具体的な話については、そういった専門部会を中心に共有しながら、必要な支援に努めていくというところで説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○13番（石橋義博君）

本当に厳しい、将来が見えてこないようなところに関しては、もちろん補助金という手もありますけれども、転作指導とか、JAと連携しながら、とにかく八女市は農業、林業のまちでございまして、そのところをしっかりと話していただきながら、将来に向けた取組をやっていただければなと思っておりますので、よろしくお願いします。とにかく一人でも八女市から人口を減らさないように取り組んでいただきたいと、それが私の考えでございますので、よろしくお願いいたします。

同時に、林業等はどのような取組をされているかお聞きしたいと思っておりますので、よろしく

お願いいたします。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

林業分野におきます重点施策についてですけれども、八女林業、一言で林業と言いますと、川上、川中、川下と、そういった表現をして、それぞれのところで林業に関する生業また産業が生まれておりますけれども、とりわけ八女林業におきましては、この川上に位置するということで、どうしても重点施策につきましては、森林を守り育てるところに力を注いでいるわけでございます。そういったことからしますと、まず生産性の向上と森林の整備、保全というのが大きな役割を果たすわけでございますけれども、この森林が持ちます多面的機能を持続的に発揮させるために、施業の集約化や高性能林業機械等の活用によります効率化、また、森林施業を進め、森林経営管理法に基づく取組や森林環境譲与税及び国県の補助事業を有効的に活用した森林資源の循環利用、荒廃森林の再生、整備、地域の特性に応じた森林整備保全に引き続き取り組んでまいるようにいたしております。

また、担い手の育成、確保につきましては、それこそ林業の技術を継承していく優秀な人材を育てていきたいという思いもありますけれども、そういった中で、本年度から地域おこし協力隊制度を活用いたしまして、地域力の維持、強化を図る取組を併せて進めるとともに、具体的には、地元の林業事業体と密接に連携を図りながら、林業に関する基礎知識や、市長も言われます稼ぐ力、さらには高度な技術と高い安全意識を兼ね備えた次世代の地域林業を担った人材育成を支援していくということにしておるところでございます。

以上でございます。

○13番（石橋義博君）

まさに担い手というのは、イコール私は所得だと思っております。そういう意味で、どうやって販路拡大するか、主に建築資材として私は活用されていると思っておりますので、地元も含めて建築資材としてセールスしていくと。行政も挙げて森林組合とともに連携しながら販路拡大に努めていただいて、担い手が所得が上がってやりがいのある仕事だなとなるようにいろいろアイデアを出してください。いろいろ並べていただきましたけれども、私はいろんなことは要らないんです。結局、皆さんもそげんでしょうけれども、いつも言います、具体的に所得が上がるような話にならないと、なかなか定住に結びつかんと。ましてや過疎化していくという状況になりはせんかと思っておりますので、毎回毎回私が何でこうやって一般質問に立つのかというと、皆さんに覚醒していただきたいからです。同じことばかり言っても、石橋はいつまでたっても、いつまでも言うから考えないといけなと。考えていただきたいからこそ、常々言いますように、考えていただきたいからこそ、毎回覚醒していただくために立っておるわけでございます。よろしく申し上げます。

資材関連だけでなく、いろんなアイデア、考えればあるんじゃないかなと。私みたいな老人が拙い頭で考えてもいいアイデアは浮かびませんので、皆さんの知恵を使って頑張っていたきたいと思っております。

また、商業においても仏壇、ちょうちん、一例として仏壇資料を頂きましたけれども、やっぱり年々下がっております。もうこれは時代もあるかと思っておりますので、それに代わっていくような商業、毎回隈本課長には補助金の話をさせていただいております。補助金のみならず、やはり売る努力、もうこれも一緒ですよ。どうやって売ることがこの事業者にとってプラスになって、なおかつ八女市の税収として、結果として、また市民が豊かになり得るかということを、考えが当然あられると思っておりますので、お聞きしたいと思います。

○商工・企業誘致課長（隈本興樹君）

お答えいたします。

商工業の分野でということでございますので、うちの課で重点的に取り組んでいるところ、こういうところを説明させていただきたいと思います。

商工業の分野で大体10種類以上の補助金、支援策等を行っております。具体的には、プレミアム付商品券事業であったり、新規創業の支援、また融資制度の充実など、従来から行っております制度に加えまして、昨年度、令和7年度から新規事業として、D Xの推進の支援、また空き店舗バンク、市内企業の採用促進に向けた情報発信等の事業を行っているところでございます。

また、新年度につきましては、総務省のローカル10000プロジェクト事業に取り組んでまいります。これは地域資源を生かした新しいビジネスの立ち上げを支援するものでございまして、民間企業が金融機関から融資を受けて事業を行う際に、新規の投資費用に対しまして、国、自治体から交付金を上乗せして支援するものでございます。これによりまして、地域課題の解決と雇用の創出を同時に実現しまして、持続可能な地域経済の活性化を図ってまいりたいということでございます。通常の市で行っております新規創業事業よりちょっと規模が大きなプロジェクト、こういったものに支援を行っていくということでございます。

また、伝統工芸、先ほどありましたけれども、これについても大変厳しい状況が続いておりますけれども、その情報発信を担う伝統工芸館の今後の在り方を検討して、将来的にどのような運営を行っていくのか、伝統工芸産業をどう盛り上げていくのか、これは工芸関係者であったり、アドバイザーの方々と検討を行いまして、将来の計画を立てることにしております。そのほかにも企業誘致の推進、これはいつも議会で申し上げておりますので、ここであえて多くを申し上げませんが、市民の皆様の期待も非常に大きい事業でございますので、実現可能性が高い手法を選択しながら、今後も推進を続けてまいりたいと考えております。

○13番（石橋義博君）

しっかりとお願いしたいと思います。とにかく時代もありますので、国民、市民の需要の推移もあります。なかなか売れないような仏壇、ちょうちん等は厳しい時代になっているのかなと私は思うところでございます。私ごとでございすけれども、取りあえず家にいるときは仏壇と神棚にはお参りをしておるところでございすけれども、なかなか子どもたちに至りますと、そういう状況にないのかなと思っております。それを踏まえた上でも、やはり伝統的な商いは廃れることなく国民の方々に根づいていただきたいなという思いはあるわけでございますけれども、あくまでもこれは私の思いでございますので、そう簡単には変わっていかないのかなというところも理解するところでございます。

それを受けまして、中山間の経済対策、横断的に私なりの考えも出しておりましたけれども、昨日も同僚議員、久間議員も言っておりましたけれども、各地である現行のイベントに加えて新たなイベントを、やはりＪＡ青年部や商工会議所等と連携しながら、とにかく連携して数多くのイベント、先日も黒木の田代の新茶まつりだったそうです。今、村祭りに変わっていると堤議員からお聞きしましたけれども、こういうのを生かしながら、観光業とも連携しながら、インバウンドのみならず、県内、県外発信した上で、小さなところにも行き渡るような呼び込みをして活性に努めたらどうかと私も思うところでございます。そういうところに関しては考えてあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

現在、年間を通じて各種イベントが開催されております。黒木の大藤や立花の梅、矢部の紅葉や桜、星野のシャクナゲとか上陽の蛍など、自然景観を生かしたイベント、また各地区のお祭り、マルシェなど、市内各地で多種多様なイベントが開催されております。

議員御指摘の新たなイベントにつきましては、地域の御理解、御協力が必要なものもございますので、今後、関係団体と連携しながら研究してまいりたいと考えております。

また、観光事業につきましては、まずは情報の発信が大事だと考えております。八女の各地に点在しております各観光施設の魅力を十分に知ってもらえるよう、観光ＰＲの強化に努めているところでございます。ホームページや各種ＳＮＳを活用して、八女の魅力発信に努めております。

また、外国人観光客の増加に伴い、体験型ツアーや少人数向けのタクシーツアーにも取り組んでおります。今まで八女茶のテイスティング体験と茶畑訪問や八女手すき和紙体験、アート書道体験など、外国人観光客向けの体験ツアーも実施しております。

八女市には多くの観光施設のほか、イチゴなどの観光農園や伝統工芸といった体験できる施設も多数ございます。豊かな自然景観も体験できる場所や旧八女市や黒木地区の伝統的建

造物群保存地区、名所旧跡もございます。そういったところを周遊していただいて、日帰りツアーだけでなく、宿泊していただいて観光消費額の向上につなげていきたいと考えております。

コロナ前の令和元年は、観光入り込み客数が199万人でしたが、それ以降、コロナ禍で104万人台まで落ち込みました。しかし、令和7年は219万人となっており、コロナ前よりも多くの観光客に来ていただいております。こうした観光客をターゲットとして、より一層の観光客の増加に努め、より効果的な観光事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○13番（石橋義博君）

資料をもらっておりますので、そのとおり伸びているんじゃないかなと。それによって税収も上がっているんじゃないかなと。それに伴って市民の懐も潤っているんじゃないかなと私は思っておりますのでございます。

そこで、いきなりではございませんけれども、財政課長のほうに現状と今後の見込みも合わせて、推移を含めて、財政のほうはどのように今なっておるのかも含めて、過去も含めて、併せてお聞きしたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○財政課長（栗山哲也君）

御説明します。

議員お尋ねの市税収入の決算額を、近年の分を申し上げます。

過去5年間分ちょっと申し上げますが、合計額、市税につきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税の合計になりますが、令和2年度が合計で6,997,000千円、令和3年度が6,875,000千円、令和4年度が7,191,000千円、令和5年度が7,076,000千円、令和6年度が6,935,000千円ということで、決算上は、市税については横ばいの状況にあるのかなと思っています。今後につきましては、まだ不確定なところ、決算は出ておりませんが、全国的に所得が伸びているとか、そういったことも含めると、市民税とかは少し伸びるんじゃないかなということで考えております。

以上です。

○13番（石橋義博君）

なぜここでお聞きしたかといいますと、人口減少に伴って税収も減っているのかなと思いましたが、観光入り込み客とか、抹茶ブームで農業も一部劇的に伸びている部門もあるということで横ばいであるのかなと。市民の方々は厳しい状況にあるのかなという思いがあるんじゃないかなというところでちょっとお聞きしたわけでございます。

お茶もできるだけブームにとどまらず、また中国等も一生懸命今追従して作っているそうでございますので、先々不安定な要素も多々ございます。税収が横ばいのうちに、人口が激

減しないうちにカウンターを打つべきだということで、毎回毎回私もお尋ねしておるところでございます。

人口が減りますと活気もなくなるし、伴って税収も減っていくんじゃないかなと私は思っておるところでございます。前回、人口等については市長と堂々巡りをしましたけれども、いろんな意味でマイナス面が出てくるわけですね。要するに高収入があれば的に八女市が動けば、活性していけば、それはそれでいいのかなと思いますけれども、やはり人的にそこで人口減少に伴って経済的なものも減収していく、両輪で悪くなりますと困ります。

一つ最近お聞きしたところで、人口減少で大変なのが中山間ですね。市長も幼少期に星野におられたということでございましたけれども、今はそのときよりもさらに激減しております。当然どこがどうなのかといいますと、やはり人が減りますと、この間ちょっとお聞きしましたけれども、河川清掃道路愛護、そういう面で1人の課長に聞きましたけれども、今、夫婦で、普通この辺の町内は1軒1人なんです。ところが、人がいみせんので、夫婦で2キロの道のりを、矢部でございます。往復でございますから4キロ道路愛護をやられておるそうでございます。これからまた人口が減しますと大変なことになります。いなくなったところを八女市の税収で、おるもので維持管理していかなければならないとなりますと、まさに増税になったり、住民サービスの低下につながったりするというのを私は懸念しておるわけでございます。

ですから、私は常々言っておりますけれども、経済はやっぱり本当に大事だと私は思っておるところでございます。これはまた繰り返しになるかもしれませんが、常に聞いておりますが、一步踏み込んで、今まで答弁もいただきましたけれども、中山間に対して市長の気持ち、どう挽回して、そういうところを活性化させていくのかなと思っておりますので、対策について一言お願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

中山間対策ということで、非常に広いところでございますので、今、話の中で出していた部分について幾つか答弁をさせていただきますと、まずは経済、これは中山間に限らず、八女市全体の今後の発展に当たっては経済の活性化というところは不可欠だと。ここはこれまでの過去の答弁の中でもやり取りの中で共有させていただいているところでございます。

中山間地においては、基盤産業は農林業、もちろん商工業もございますけれども、農林業が中心になってきますが、特に農業に関しては生産性を上げるのがなかなか難しい部分もある。また、林業に関しても、どうしても林道の整備とかがまだまだ間に合っていない部分等もありますので、そこに関しては生産性を上げていくところはしっかり生産性を上げていく

といったような経済的な視点も当然必要ですけれども、経済性だけでははかれない部分、これも過去の答弁で申し上げましたが、中山間地の役割、それは決して農林産物を生産するだけではなくて、生物多様性の維持であったり、災害の防止、いろんな多面的な機能というところをやはり改めてしっかり見直していく必要があるんだろうなと思っております。

その上で、もう一点、人口というところの言及をいただきましたけれども、これも先ほど堂々巡りというところは恐らく人口を増やす方向を目指すのか、人口減少に対応、適用していくのかというところで、そこを言及されたと思うんですが、私は堂々巡りとは思っていないくて、決して私が申し上げている人口減少の適用というのは、人口が増やす、人口を維持すると、諦めるという意味ではなくて、今後しっかり定住を増やしていく、人口を少しでも維持していくためには、この人口減少に適用していくことがまずないと、そもそも選ばれない、中山間地が選ばれないというところを申し上げているところでございます。

せつかならちよっとその趣旨、例えば、道路愛護のところを言及いただきましたけれども、まさに今、御夫婦で2人で2キロの距離を草刈り、道路愛護をしないといけないと。それが今、これまでは人口が一定数いたので、長い道路でも、太い草でも多くの人で分担して、1人当たりの負担が小さかったのが、今どうしても人口が減少してしまっている中で、1人当たりの負担が増えてしまっていると。これがこれまでの道路愛護関係の質問の中でもいただいていたところだと思います。そこで、もちろんすぐに人を増やすことができれば1人当たりの負担は減るわけですが、じゃ、これから、例えば、そういった中山間地に人を増やそうとなったときに、今、自然豊かなところで暮らせませうというところの、例えば、発信をして、じゃ、田舎暮らしをしたいという人がこの八女市の中山間地に来ようかなとなったときに、よくよく話を聞いてみると、1人当たり1キロ、2キロの草刈りをしないとここでは暮らせませんとなると、やはりちよっとそこは負担が大きい、もうちよっと田舎、自然豊かだけど、そういう負担がないところに引っ越そうかなとなってしまうわけです。やはりそこで人を呼び込むためには、まずはこの人口減少への適用、道路愛護でいえば人口が少ないところにおいてもどうやってその道路愛護の負担を減らしていくのか、そこは行政が入っていくというのもそうだと思いますし、もっと地域全体で、中山間地だけではなくて、八女市全体で助け合うといった仕組みも必要だと思いますし、まさにそれが適用策だと思います。そういった適用があって初めて選ばれる地域になる。その結果として定住、住み続ける方の増加だったり、八女市に移ってくる方の増加というところにつながっていくと思いますので、そこは人口減少に抵抗するのか、増やそうとするのか、適用するのか、その二元論ではなくてしっかりそれを2つ同時に回していく、同時に取り組んでいくことが大事だと思いますので、今なかなかそういった概念上の話で少しふわっとした話にはなってしまいますけれども、そこはしっかり一つ一つ取り組んでいく。この4月から中山間政策係もできましたので、しっ

かり支所とも連携を取りながら、また中山間地といっても八女市に近い部分と、本当に一番山奥の矢部や星野、上陽の山奥とはまたそれぞれ環境も違いますので、それぞれの環境に応じた中山間地対策というのをしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○13番（石橋義博君）

検討をお願いします。私はこっちの筑後市に近いほうに住んでおりますので、不便さは今のところ感じませんが、やはり山間地で激減している矢部、星野地区等々、あと、立花町でいいますと、辺春なんかはなかなかそういう地域の連携が人口減少によって担っていくづらいということも聞いておりますので、なかなか隣組長さんをつくるにも大変だということでございます。そのところ、まさに職員さんたちの知恵を絞っていただいてどうやって解決するか。昔みたいに金山みたいなところがあれば、そこを中心に活性化してだろうと思いますけれども、そういう劇的なものはございませんので、やはり知恵を絞りながら、農林業を全て中心に考えなくてもいいかと思っておりますけれども、あるもので活性につなげていけるようなアイデアができれば、先ほども私、つながるかどうかわかりませんが、林業等もやはり全国の建築屋さんとも連携しながら、材木を売るとか、いろいろアイデアを出せば私はあるんじゃないかなと思っております。いろいろ私のアイデアは小そうございます、拙うございますので、いろいろ考えていただいて活性に努めていただきたいと思うところでございます。

一つ一つ連携しながらやると、先ほどのイベントもですけれども、もともとイベントをやっていただいて、まさに村おこしになる。小さな食料品でも、じいちゃん、ばあちゃんたちが作って、今、食品衛生法という法律がありますので、簡単に売ったりができないかと思っておりますけれども、前回申しましたように、そういう方々に指導しながら、売れるような商品をつくっていただいて、その方々がその地で終生過ごせるような、それこそ一度、補助金だけじゃなくてやることによって、その方々にも元気になると、心身ともに活性につながるような努力をしていただければと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

続きまして、定住対策でございます。公園の話でございますけれども、私のところ、市長御存じのとおり、今、人口が増えて子どもたちも多うございます。なかなか日々、土日になりますと遠方まで行けますけれども、夏はともかく、やはり秋から春にかけて子どもたちが伸び伸びと遊ぶところがないと。今、学童でも部屋数も足らんということではじかれている子どもたちもおりますけれども、もっともっと伸び伸びと過ごせるような環境づくりも要るんじゃないかなと。

この間も私、筑後市にお邪魔になりまして、孫を連れて行きましたけれども、こういうのがあればいいなと。八女市もなくはありませんけれども、やはり広大な敷地の中で遊具がそ

ろっているところというのはなかなか八女市にないですよ。そういう面で、求められるものが、私のところも小学生低学年となりますと、そうおりませんが、9人孫がおりますけれども、やはり小さいときは筑後市とか、上津の浦山公園あたりも連れて行って遊ばせておったわけでございます。八女市も、要するに頼っていかずでも、そういうところが必要なのかなと私は思っておりますけれども、市長の明晰な頭脳を生かして、市長もできるだけ無駄な金を使わないでというところではありましようが、やはり日々子どもたちに元気に遊んでいただくような遊具について、また、親御さんたちも土日疲れてありますので、遠くまで行かんでいいように、市内に遊具の整った公園、そういうことを再考していただけないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

冒頭の答弁で申し上げましたとおり、公園というのは日々様々な市民の皆さんの御意見、お話をお伺いする中で、非常に要望事項の多い、子育て世代もそうですし、高齢者の方も憩いの場所として本当に要望の強い、市としてこれから取り組まないといけない課題の一つだと認識しております。

その中で、筑後広域公園に言及いただきましたけれども、やはりああいう本当に広大な公園が八女市にもできれば、当然あるといいなと思うところである一方で、やっぱり筑後市と八女市の大きな違いは自治体の面積の違い、八女市に仮に、例えば、大きい筑後広域公園のような大きい公園をつくっても、結局は八女市のど真ん中につくっても、八女市の端からの方はそこまで来るのに30分、40分、それ以上かかってしまうとなるわけでございます。

そういった中で、やはり八女市全域、平野部から中山間地まで全ての市民の皆さんに満足いただける、納得いただけるような公園整備となると、やはりそこはそれぞれある程度地区ごとにつくる必要がある。そうなると、大々的に一つ大きな公園というよりは、各地区ごとに規模はある程度小さくなくても遊具もしっかり充実して、車を止められて、子どもも大人も楽しめるような、そういった公園を充実させていく必要があるのかなと思います。

ただ、本当に八女市は面積が広いので、地区ごととある程度規模を小さくするといっても、相応の予算がかかってきますので、今実際、公園は各地区ごとにある。ただ、それが時代の流れで遊具が撤去されてしまったりですとか、なかなか管理する人が減って、草に追われて、子どもを遊ばせるには向いていないといったような公園も、私自身も自分の足で確認させてもらっていますので、そこをできる限り既存の施設を活用しながら、また、答弁で申し上げましたとおり、八女市のせっかくこの自然豊かなところがまたほかの自治体にはなかなかない八女市の強みでございまして、そういったところで安心して子どもが八女の自然豊か、自然をはじめとして八女の豊かさに接することができる公園、そういったものをこ

れから整備していきたいと。そのために今、実際に公園の整備のための計画を立てておりますので、そこもしかるべきタイミングで市民の皆さん、議会の皆さんはじめ、御意見を聞きながら、今後、公園の整備計画というのを詰めていきたいと思っております。

以上です。

○13番（石橋義博君）

私は上津の浦山公園とか、筑後市の広域公園ほど広大な土地を所有して、そこに整備して遊具等々を含めてやってくれということではございません。状況に応じて、地勢に応じて、また、特に岡山も地代も上がりまして、なかなか場所を特定するとなると、もう厳しゅうございます。そういう八女市全体にある公園を整備しながらやっていただいて、充実してしてもらえればという思いでございます。

特にとにかく岡山も、岡山、岡山と言ってもはばかれますけれども、岡山公園といって、本当に斜面の多い、狭い公園はございますけれども、遊具もそろっておりませんし、今の子どもたち、岡山の人口を含めてちょっと見合うような公園がございません。そこら辺を憂慮して私も発言に至っておるわけでございます。

課長にお聞きしましたところ、今のところはそれなりに見合う敷地面積があれば、国でしたかね、県でしたかね、半分補助があるということでございますので、有効にそういうのを使っていただいてつくっていただくと、負担の少ない公園づくりができるんじゃないかなと思っておりますけれども、そのところを詳細に課長のほうからそういう補助金の問題も含めてお願いしたいと思います。

○建設課長（木村 孝君）

お答えします。

議員おっしゃる新たに公園を造ることなんですが、場所を聞きましたところ、そこは都市計画区域内ということになっております。公園を造るとなると都市公園という位置づけになりまして、整備面積が2ヘクタール以上の面積が必要となってきます。すみません、補助率については、はっきりこの場では分かりませんが、国の補助が受けられるということで理解しております。

以上でございます。

○13番（石橋義博君）

そういう国、県の補助を生かしながら、市税をできるだけ費やさないで市民の要望に応えていただきますよう、これはもう要望しておきます。

私も人口が増えれば増えるほど岡山校区内の各地域から、もちろん校区内外からもですけども、八女市にそういう見合った公園がないということで要望がっておりますし、厳しい指摘もございますので、そのところ、補助金がいつまであるかどうか分かりませんけれ

ども、利用できる範囲内で、できるならば早急に対応していただきたいなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、伝統的建造物のお話でございますけれども、まさに定住対策としては伝統的建造物等々、史跡等、やはりフルに生かしながら、発信しながら移住・定住を促すべきじゃないかなと常日頃私も言っているところですけども、今どのような施策を取られているのか、お聞きいたします。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

伝統的建造物等の歴史的資源は、移住・定住を促進する重要な資源と認識しております。修理・修景事業による適切な維持保全を図りながら、さらに町並み保存会と連携した空き家の紹介や、マッチングにより古民家等の利活用を支援し、若者等の移住や企業を後押しするまちづくりを推進しております。

市民へのアピールや市内外への周知については、町並み案内ガイドによる案内活動に加え、SNS等を活用したPR事業を継続し、認知度向上を図りたいと考えております。

今年度の新たな取組として、GISを活用し、各建造物の歴史的な特徴や魅力をデジタルマップ上に公開する事業を開始する予定となっております。これにより、市民の皆様が身近な歴史的価値を再発見しやすくなるとともに、移住検討者や観光客に対しても効果的なアプローチが可能になると考えております。

以上でございます。

○13番（石橋義博君）

十分生かされるかどうかは、私もそこに張りついているわけじゃございませんので、分かりませんが、今年に入りまして、私も岩戸山資料館に行きましたけれども、お客さんも少のうございました。また、対応も悪うございましたので、これじゃいかんとかかと。やはり職員の方々も、1人でも入ってこれたら積極的に対応すると。その物産館のところもそうございましたけれども、すぐ立ってでも対応すべきじゃないかなと。

市民の方に言わせますと、もうそれならマネキンでもいいのではないかということも言われました。座っておるだけならマネキンでもいいと。しかしながら、やはり職員として雇っている以上は、積極的に八女市をアピールしていただきたいと、PRしていただきたい。そのことによって、またそういう観光にもつながって、移住・定住にもつながっていくんじゃないかなと思っておりますけれども、なかなか課長も一人であちこち見て回って目を通すと、光らかすというのは厳しいかと思っておりますけれども、やはり厳しい目で一人一人に伝えていただきますよう、そして、それが結果として移住・定住、観光客入り込み数につながるよう努力していただきたいなと思っております。

それと、細かい話をしますけれども、ああいう案内板とか説明板、もうちょっと丁寧に、私も時々周りますけれども、市内の伝統的建造物群保存地区も、黒木町の伝統的建造物群保存地区も案内板、説明板がざっとしております、私の中では。これはもう常々言っておりますので、今やりよりますと、頑張りよりますという声は聞きますけれども、今の現状を含めて、どういう取組をされているか、お聞きしたいと思います。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

黒木地区の看板につきましては、観光協会、地域おこし協力隊と連携して、また、お住みになってある方に聞き取りを行いながら整理をして考えてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○13番（石橋義博君）

じゃ、具体的に進んでいるということでもいいですかね。

○観光振興課長（持丸 弘君）

お答えいたします。

先ほど申しましたとおり、観光協会とか地域おこし協力隊と連携して、また、お住みになっている方等に聞き取りを行いながら、整理を考えている段階でございます。

以上でございます。

○13番（石橋義博君）

私が聞いておるのは、説明板と案内板等、進捗しているかどうか。坂本議員が言ったのがちょっと同じかどうか分かりませんが、できるならばインバウンド対応も含めて、それはもう中国語だろうと韓国語、英語だろうと書いても大変だろうと思いますけど、今朝も金髪の方というか、外国人だなという人が3名ほど伝統的建造物群保存地区を、もちろん英語圏かどうかは分かりません。フランス人かもしれないし、スペイン人かもしれませんけれども、少なくともそれぐらいのことは、そこら辺に関しては詳しくなくてもいいのかなと思いますけれども、市民用とか日本人観光客用に関しては、できればもうちょっと詳しく。私も時々見ます。ざっとしておりますので、興味をそそらんわけですね。やはり隣の人はどういう方であって、どんなことをしてきたのかなとか、やっぱり興味をそそるような、滞在時間が延びるような、そういうことをやられたらどうかなと思っておりますので、ちょっと詳しくそこら辺も対応していただくと、来られた方々は喜ばれるんじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願いします。前課長のときも頑張ってやっておりますということでございますので、継続してやっていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、定住に即して、国や県の公的施設が、私もこの間から視察に行つてまいりました。

それで、東京の駅、東京駅じゃなくて、どこやったですかね、近くの東京交通センターの中に1フロアを使って全国を紹介するような、そういう施設がございました。そういうのは一生懸命やっけていただいておりますので、特に聞きましたところ、Iターン、Uターンのみならず、孫ターン、要するに先々代の方たちが関東地域に出て、その孫さんたちが興味を持って移住したいなど、説明を聞きたいなという方々もおられるそうでございます。そういう説明を受けられるような場所等と、今後どのような対処、対応されるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

議員先ほどおっしゃったその施設というのは、東京の有楽町にございますふるさと回帰支援センターと思っております。約25年前に都市圏から地方への移住を希望される方々、それから、全国自治体で今課題となっております人口減少対策として、どうやって地方のほうに人流を流すかという課題を、全国的に拠点としてそこで解決するすべを行っている施設でございます。

このセンターにつきましては、八女市もこの会員となっておりまして、毎年、年2回、全国移住フェアのほうに参加いたしております。

この参加の状況でございますけれども、毎回20組ほどの相談を承っておるところでございます。今までの実績といたしましては、これは八女市に移住してこられた方、こういう相談を受けて移住されてこられた方が約2名ございまして、うち新規就農、そのうち1人は八女市のほうに職員として頑張っていただいております職員でございます。

今後、ただ単にブースで通り一遍の説明をして相談に乗るだけじゃなくて、せっかくの会員でございますので、その特典を有効活用いたしまして、そのブースでセミナーを行ったりとか、もう一步踏み込んだ呼び込みを積極的に行ってやりたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○13番（石橋義博君）

ぜひそういうような施設を生かして呼び込んでいただきたいなと思っております。

最後に、私も年を重ねて気力、体力は低下しております。市長、2040年へのビジョンが打ち出されております。市民とともにというのは、私は大変いいことだと思っております。しかしながら、いつも言いますとおり、今を厳しく生きている方々もおられますので、ぜひ経済の対応、また、そういう施設の対応、拙速にというとまた問題がありますので、しっかりと検討していただいて、できるだけ早期に解決していただきますようよろしくお願いいたします。

私、2040年までいるかどうか分かりませんが、子や孫たちはおってくれるものと私は期待しております。ぜひ市長の施策で八女市が活性化しますことを期待しておりますので、よろしくお願い申し上げまして、私からの質問を終わります。

以上です。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

13番石橋義博議員の質問を終わります。

13時30分まで休憩します。

午後0時26分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

9番高山正信議員の質問を許します。

○9番（高山正信君）

皆さんこんにちは。9番高山正信でございます。傍聴の皆様におかれましては、お忙しい中お越しいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、大きく2点質問いたします。

まず1点目が八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、2点目が八女市農業の持続可能性についてでございます。

詳細につきましては、質問席にて質問いたします。

○市長（簗原悠太郎君）

9番高山正信議員の一般質問にお答えいたします。

1、八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略について(1)の第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括についてのお尋ねでございます。

第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略については、本年8月に予定している外部有識者による懇談会において、効果検証と助言等をいただきながら事業分析を行ってまいります。

(2)の第3期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組についてのお尋ねでございます。

このたび策定した第5次八女市総合計画後期基本計画は、第3期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略を兼ねる計画として整理いたしました。総合計画後期基本計画で展開する施策を総合戦略としても位置づけ、一体的に取り組んでまいります。

総合戦略としての基本目標は、「八女の資源を活かして経済を活性化し、安定した雇用を創出する」、「訪れ・住み・交流する新しいひとの流れをつくる」、「若い世代の結婚・妊

「妊娠・出産・子育ての希望をかなえる」、「地域の特性を踏まえて魅力を活かし、安心して暮らせる都市をつくる」の4本柱を設定しております。

(3)の移住定住についてのお尋ねでございます。

本市の移住定住につきましては、総合戦略に基づき、若い世代が子育てを安心して行い、良質な暮らしができる環境づくりのため、マイホーム取得支援や若年世帯家賃支援などの施策を実施するとともに、移住定住に関わる情報の発信に努めております。

今後も、本市に住みたい、住み続けたいと実感していただけるよう、様々な施策を通じて移住定住の促進に取り組んでまいります。

(4)の空き家の利活用についてのお尋ねでございます。

本市の空き家の利活用につきましては、空き家の有効活用及び移住・定住の促進のため、空き家バンク事業を運用し、登録物件の掘り起こしやマッチングを行っております。

しかしながら、空き家バンクは一定の成果を上げているものの、それを上回るスピードで空き家の数が増え続けており、従来の仕組みだけでは追いつかないのが現状であると捉えております。

今後は、単なる物件紹介にとどまらない、より踏み込んだ対策への転換が必要とされますので、不動産業者などの専門的知識を持つ団体等との連携をさらに強化し、市民の安心・安全な生活環境の保全と、移住・定住の促進及び地域活力の維持に努めてまいります。

続いて、2、八女市農業の持続可能性について(1)の土地改良事業による収益性向上についてのお尋ねでございます。

本市の農業を持続可能なものとするためには、特に生産条件が厳しい中山間地域における生産性の向上が不可欠であります。これまで、県営中山間地域農業農村総合整備事業をはじめ国や県の補助事業を活用し、基盤整備等に取り組んできております。

今後も意欲ある担い手への土地改良事業による農地集積・集約化や作業負担の軽減や効率化など生産基盤の強化に努めることで収益性の向上につなげてまいります。

次、(2)施設園芸農家の現状についてのお尋ねでございます。

施設園芸農家におきましては、近年の燃油や肥料、資材価格の高騰が経営に大きな影響を与えていると認識しております。また、労働力の確保や気候変動による高温対策への対応など課題は山積しております。

本市といたしましては、国の施設園芸等燃油価格高騰対策事業をはじめとした様々な支援策を活用するとともに、スマート農業の導入や省エネ施設整備に対する支援を行うなど、生産者の作業負担の軽減と経営の安定化に向けたサポートに努めております。

最後に、(3)今後の地域特性に応じた農業振興についてのお尋ねでございます。

今後の農業振興につきましては、平野部と中山間地域で異なる事情を踏まえた対策が重要

であると考えております。今後も関係機関と連携し、多様な担い手の育成・確保、地域特性に応じた高収益作物への転換やスマート農業の推進に加え、八女茶をはじめとする農産物のブランド化、輸出促進等による高付加価値化を図ることで、稼げる農業の実現と産地の持続的発展を目指してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○9番（高山正信君）

まず、八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略についての第2期八女市まち・ひと・しごと総合戦略の総括について伺いたします。

近年、全国的に人口減少や少子・高齢化が進む中、地方においては、若者の流出や地域経済の縮小、地域コミュニティの維持など様々な課題が深刻化しております。

そのような中、国はまち・ひと・しごと創生を掲げ、地方においても、それぞれの地域特性を生かしながら、雇用の確保、移住・定住の促進、子育て支援、地域活性化などを総合的に進めるため、地方版総合戦略の策定を求めてきております。

本市においても、第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、人口減少対策や地域活力の維持向上に向け、様々な施策に取り組まれてきたところでございます。

そこで、まず伺いたしたいんですが、現在総括をされている最中ということですが、整理されている範囲で構いませんので、直近の取りまとめに基づき、実施状況について説明をお願いいたします。

○企画政策課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

先ほど市長答弁にもございましたが、第2期の令和7年分につきましては、現在、まだ総括中ということがございますので、直近の取りまとめとしましては令和6年度の取組ということになりますので、その評価、実施状況について御報告をさせていただきます。

本戦略では、4つの基本目標の下、計34項目の重要業績評価指標、いわゆるKPIを設定し、各種施策を展開してまいりました。

全体の進捗状況を申し上げますと、最高評価である目標を達成したというS評価が11件、全体の32%になります。次に、目標に向けて順調に進んでいるものがA評価、こちらが5件、率としましては15%でございます。こちらのSとAを合わせた数が全体の約半数に当たるということで、一定の成果が見られたということで整理をいたしております。

一方で、目標達成に至らなかったBの評価が12件、率にしまして35%、また、統計等の都合によりまして、C評価、あるいは事業の廃止によってD評価というものもございまして、こちらが合計6件という結果になっております。

主な成果としましては、移住・定住施策におきまして、若年世帯の移住・定住数が目標を

大きく上回る763世帯となりまして、こちらがS評価となっております。またこのほか、八女伝統本玉露の平均単価向上ですとか、国際交流事業の実施、デジタル技術の活用実績などが目標を達成いたしましたところでございます。

以上です。

○9番（高山正信君）

資料を頂きまして、一定の成果が見られる項目で、S評価が11件、A評価が5件、合計で47%、ただ、目標達成に至らなかったというので53%ということでございます。

特に、本市においては、若者の流出や担い手不足、地域交通、子育て環境など、地域の将来に関わる課題も多く、今後の施策につなげていくためには、第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略をしっかりと検証していくことが重要であると思っております。

そこで、第2期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、一定の成果があった一方で、今後さらに取り組む必要があると考えている課題についてお伺いいたします。

○企画政策課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

令和6年度 of 取組のB評価を基に課題を整理いたしてみますと、農林業就業の支援ですとか、あとは観光客増加に対する施策、子育て環境の充実とか学力向上の取組、公共交通の利便性向上、健康づくりの推進といった項目の強化が必要な部分であろうと考えております。

ただし、先ほど申し上げましたA以上の評価であった項目につきましても、取り巻く情勢が著しく変化しておりますので、そういった状況を鑑みまして、さらなる強化が必要なもの、あるいはもっと柔軟に対応していくもの、そういった部分があるかと思っておりますので、こういったところを念頭に置きながら、令和7年度の総括も進めてまいりたいと思っておりますし、本年7月から8月にかけて外部有識者会議にもお諮りしたいと思っておりますので、その中でも、しっかり分析、評価をいただきながら、今後の取組を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上です。

○9番（高山正信君）

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略においては一定の成果が見られるということで、人口減少や地域活力の維持に向け、引き続き取り組むべき課題も整理されているんじゃないかと思えます。

また、社会情勢や人々の価値観も大きく変化しており、これまで以上に、特に社会情勢、また、地域の実情に応じた柔軟な対応や将来を見据えた施策展開が求められているとも感じております。

このような中、本年3月からは第3期八女市まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタート

しております。

そこで次に、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略の取組について伺いをいたします。

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の総括を踏まえて、若者流出などによる人口減少に対して、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、どのような視点を重視して取組を進めていく内容になっているのかをお伺いいたします。

○企画政策課長（石橋信輝君）

お答え申し上げます。

第2期では、移住・定住施策において若年世帯の移住・定住数が目標を大きく上回ることでできましたけれども、この点につきましては、これは引き続き、移住・定住施策の促進というのは重視していくべきだというふうに考えております。

また、国が地方創生の中でも強く推進いたしております二地域居住でありますとか、関係人口の創出、拡大、こういった部分にも力を入れてまいりたいと、そのように考えております。

また、若い人たちが働きたいと思える仕事をつくっていく、また、活気のあるまちづくりを目指す、子育てとか健康というものを支えつつも、デジタル技術を活用した暮らしの利便性向上などに取り組みながら、誰もが住みたいと思えるまちづくり、これを目指すというところが、若者流出などによる人口減少に対しても効果的であると、そのように考えております。

以上です。

○9番（高山正信君）

第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、移住・定住の促進、関係人口の創出、若い世代に選ばれるまちづくりなどを今後重視していく方向かと思います。

一方で、人口減少対策は一つの部署だけで完結するものではなく、雇用、子育て、教育、地域づくりなど、様々な分野が連携しながら進めていくことが重要であると思っております。

また、行政だけでなく、地域や事業者など多様な主体との連携も必要になってくるものと思います。

そこでお伺いしますが、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略を実効性のあるものとしていくため、庁内連携や地域との連携をどのように図っていく考えなのかをお伺いいたします。

○企画政策課長（石橋信輝君）

お答えいたします。

ただいま議員から御指摘いただきましたように、昨今のいろいろな地域課題でございますとか、施策に当たりましては、分野横断的に取り組まないと進まないという案件が非常に増

えていると認識をいたしております。

第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、今回、第5次総合計画後期基本計画と一体化させましたけれども、この狙いとしまして、庁内の一部の部署だけが総合戦略にうたう人口減少対策に取り組むということではなく、一人一人の職員が全庁的にこの人口減少に向き合う姿勢、これをしっかり高めていきたいと、そのように考えております。それを進める上でも、今現在、行政経営システムという事業の評価システム、これをちょっと改善していこうという動きも並行して今進めさせていただいているところでございます。

それと併せまして、八女市の魅力を高めながら、若者や女性、移住希望者とか二地域居住の希望者、あるいは企業の誘致先とか投資先として本市が選ばれるまちにしていく、こういったところの思いを一人一人が強く持って、総力で対策を進めていきたいと思っております。

もちろん、今、議員もおっしゃいましたように、いろんな案件につきましては、各地域の特色とか独自の課題、こういったものを酌み取りながら進めていく施策というものもございますので、必要に応じ、行政区ですとか、あとまちづくりの団体とか、あと学校、あとは地域の地元の事業者とか、いろんな方々の主体との連携、こういったものも見据えながら、トータル的に第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略を進めていけたらと思っております。

以上です。

○9番（高山正信君）

第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、地域や事業者などと連携しながら、選ばれるまちを目指していく方向性であるということであると思いますが、しかしながら、人口減少が進む中、全国の自治体が同様に移住・定住や地域活性化に取り組んでおり、自治体間競争も激しくなっているものと思っております。そのような中、本市としてどのような強みや特色を生かしながら人口減少対策を進めていくのが重要であると思っております。

そこで市長にお伺いしたいんですが、これまでの様々な人口減少対策により一定の効果が出てきている部分があるものの、依然、若者の流出や少子高齢化、過疎化の進行など厳しい状況が続いていると思います。このような喫緊の課題が山積する中、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく人口減少対策をどのように推進していかれるのか、市長の考えをお伺いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、今、自治体間での人口の取り合いが激化している、ちょうど先日、国勢調査の速報値が出ましたけれども、福岡県全体としても人口減少傾向にある、人口が維持できている、増えている地域は福岡都市圏だけで、県南も含めて、やはり多くの自治体が

人口減少に直面しているという、改めてそういった現実が突きつけられたわけでございます。

そういった中で、これまで具体的な取組については課長から答弁がありましたけれども、第5次総合計画の後期基本計画、また、第3期のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、引き続き様々な取組をしっかりとやっていきたいと思っておりますけれども、これは本当に課長の答弁にあった、また、議員からも御指摘あったとおり、当然、市役所だけでできることは限られていて、市の様々な資源、これは観光資源というところもありますし、最後は人の力、そこを結集して取り組んでいく必要があると思っております。

そういう意味でも、今この足元をしっかりと総合計画、総合戦略に基づいてやっていきますが、総力を結集してやっていくためには、どこを目指して、この人口減少対策に取り組んでいくのかという、目指すべきゴールの目線をそろえることが大事だというふうに思っています、それがまさに今策定に取り組んでおります2040年ビジョンだと思っております。人口が減少した中においても、中山間地も含めて豊かに暮らしているその絵姿、その豊かさというのの考え方も人それぞれだと思いますし、中山間地の豊かさと中心部、平野部の豊かさというのはまた変わってくると思います。そういったところを、改めて人口減少という現実をしっかりと見据えた上で、受け入れた上で、どのように将来の八女市をつくっていくのかと、目線合わせの作業も同時に組み込みながら、この人口減少対策に取り組んでいきたいと思っております。

また、繰り返しになりますが、本当にこの人口減少が喫緊の課題、集落の維持も困難になっている、耕作放棄地の増加ですとか、空き家の増加によって、安心・安全も脅かされているというような、そういった現実もありますので、そこは足元の課題への対処と、また、一方で中長期的な目標設定、中長期的な取組、そこも併せて一緒に組み込みながら、この人口減少という課題にしっかりと全庁を挙げて、また、市全体を挙げて取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○9番（高山正信君）

現在、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の令和7年度の検証が進められている中、その検証結果を今後の施策へ反映していくことも重要であると思っております。特に、人口減少対策を進める上では、移住・定住施策の充実には欠かせない視点であると思っております。

そこで、次の移住・定住についてお伺いしますが、過去5年間の移住・定住の問合せ状況の資料を提出いただいておりますが、毎年、相談件数も多い状況だと思いますが、ニーズも多様化している中で、相談状況について簡単に説明をお願いいたします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

移住・定住に関する御相談につきましては、本市の定住対策課内に移住支援センターを設けておりまして、そちらに2名の専門員を常駐させております。そちらの窓口のほうでの問合せ、それから電話、オンライン等を通じまして、過去5年間の平均で2,500件弱ほど受付をしているところでございます。コロナが収束した以降、人の流れというのも回復いたしまして、近年ではテレワークの定着によりまして、自然豊かな環境で子育てを希望される若い世代からの御相談、それから、週末に余暇を本市で過ごす二地域居住生活を希望される御相談が増えているというところでございます。

また、単なる住環境の確保だけではなくて、就農、それから地域おこし協力隊、御自身で起業したいといったような具体的な御相談も増えているところでございます。先ほど議員おっしゃったとおり、移住希望者のニーズが年々多様化している状況であると把握しているところでございます。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

年間約2,500件弱程度、月200件程度の相談があっているのは、結構多いなという印象ではあるんですが、移住希望者のニーズが多様化している現状や本市への関心が高まっているのかなとは思っております。

そこで次に、これまで取り組まれてきた施策が実際にどのような成果や課題につながっているのかを分析することが重要だと思っております。

そこでお伺いしますが、提出資料を見てみると、移住施策の様々な取組をされていると感じますが、過去5年間の実績を踏まえて、どのように分析されているのかをお伺いいたします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

過去5年間の実績といたしましては、移住支援金の活用、それから空き家改修補助金等の施策によりまして、合計で1,043世帯、2,753名の方々に移住していただきました。

特に、先ほど言いました子育て世帯への手厚い支援、それから、空き家バンクと連動した取組が一定の成果を上げているものと分析しているところでございます。

それから、昨今の住宅事情の影響もあろうかと思っております。物価高騰、人手不足、それから中東情勢の影響で、なかなか新築に手が届かないということで、そうなる前に中古物件を求めようという方々が増えておりまして、そんな中で、この八女市を選んでいただいておりますということではなかろうかと思っているところでございます。

しかしながら一方で、移住された後の生活、地域コミュニティへの円滑な参加、それから、安定した就職先の確保について課題を抱えておられるケースもございます。単に呼び込み営

業だけするんじゃないなくて、移住された方々に対して、今後どういうフォローをしていくかというのがこれからの課題と捉えているところでございます。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

様々な支援策によって一定の成果が出てきているということですが、一方で、移住後の地域への定着や就職面など課題も見えてきているということだと思います。

これまでの支援事業の一定の成果が見られると思いますが、今後、どのような戦略を練って定住につなげていく考えなのかをお伺いいたします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

今後の移住・定住に向けての戦略でございますが、これまでも様々なところで言及いただいておりますけれども、特に八女東部地区の人口減少対策が喫緊の課題であると認識しておりますので、それぞれの各地域の特色を持った地域資源を最大限に活用しながら、稼ぐ力、それから、住み続けられる仕組みづくりというのを、これは行政だけではなかなか厳しいところもございますので、民間企業、それから地域の方々、それから、せっかく八女市のほうに15名ほど今おりますが、地域おこし協力隊も地域で頑張っておりますので、それぞれの知恵を出し合って、今後の社会全体を構築していくというのが肝要だと思っております。

これまでの取組ではなかなか対応し切れなかった、多様な移住希望者の方々のニーズに応えながら、本市への移住を促進するとともに、現在、八女市にお住みの方々が、将来にわたって住み続けたいと思っていただけるような施策を積極的に続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

次に、空き家に関してちょっとお伺いしたいんですが、今、特に東部地域においては空き家が急激に増えております。空き家になっても持ち主の方が定期的に訪れて、換気であったり、建屋周りの除草であったりをされていればまだ大丈夫なんですけど、全く換気されない空き家は、湿気が室内にこもって、高湿度の環境でカビの繁殖が進んで、木材部分から腐食が進んで急激な劣化を招いております。

そこで、この空き家をうまく移住・定住と絡めて利活用できないかと思っております。移住・定住を進めていく中では、仕事や子育て環境だけでなく、安心して暮らせる住まいの確保も重要であります。

そこで、まずお伺いしますが、市で行っている空き家バンク事業について、これまでの実績及び課題等があればお伺いいたします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

本市の空き家バンク事業につきましては、平成23年に事業を開始して以来、約14年間で累計241件の物件登録がございました。そのうち、146件の御成約をいただいているところでございます。

しかしながら、先ほど市長答弁ございましたとおり、急速な人口減少、それから少子高齢化を主な背景といたしまして、従来の仕組みではなかなか解消に到達していないというのが現状じゃなかろうかと思っておるところでございます。

今後は、空き家というのを家という物件で売るだけではなくて、地域の資源として、例えば、地域のコミュニティ施設とか、そういった福祉関係の施設とかに循環できるような仕組みづくりというのを考えていくことも必要かなと思っておるところでございます。

それから、空き家になる前に所有者の方に呼びかけを積極的に行う必要も必要かなと思っておるところでございます。所有者の方々が健全なうちに相談を受ける体制をまず整えまして、いわゆる空き家終活という事業も取り入れながら、単なる物件をマッチングして紹介するだけにとどまらず、一歩踏み込んだ対策に取り組んでいきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

八女市のように農地や自然環境を求めて移住を検討されている方にとっては、住まいだけでなく、農地を含めた暮らし方の提案も重要だと考えております。

以前は、農地法第3条に基づく農地の権利取得、売買や貸借に必要なだった下限面積要件は、2023年4月1日の改正法により全国で廃止されました。これにより、経営規模の大小にかかわらず、小面積からでも自由に農地を取得、利用できるようになったわけですが、移住希望者が就農しながら生活するためには、居住部分と農地が近接していることが重要であると思っております。本市の空き家バンクにおいて、そのような農地付空き家の現状はどのようなになっているのかをお伺いいたします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

議員おっしゃったとおり、農地法の改正に伴います下限面積の要件というのが廃止になりまして、家庭菜園とか、これから何か農作物を作ろうというような方々が、そういった希望をなされる方々が、農地付きの空き家があるということで大変魅力的な状況であると思っております。

本市の状況といたしましては、農政部局と連携を取りながら、農地をセットで取得しやす

い取組を進めております。

これまで成約した物件につきましては、物件数36件、農地付きの空き家の成約に結びつけたところでございます。現在、市のホームページに公開しております物件は30件ほどございますが、そのうち農地付きが9件ございます。

引き続き、関係機関と連携を取りながら情報発信して、新規就農を希望される方、それから、田舎でスローライフをしたいなという方々へのアプローチを積極的に進めてまいりたいと思っております。

○9番（高山正信君）

私は、以前より就農移住者はもちろん、子育て世帯や移住希望者世帯などがすぐに住めるように市として空き家を買上げ、または借り上げてリフォームなどして貸し出せないかと、これまで何度も質問、要望をしてまいりました。実際、そのような取組で移住・定住に力を入れておられる高知県四万十町や、過去、私自身2回紹介しました高知県梶原町が成果を出しておられます。

そこでお伺いします。八女市でも移住者がすぐに住める家を確保すべきであると何度も一般質問で提案しておりますが、令和6年12月の提案の際、市長答弁では、市が借り上げてリフォームする取組についても、今後の空き家バンクの改善として考えたいとのことでしたが、その後の検討の進捗はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

定住対策課といたしましては、議員御指摘ございました高知県の梶原町の進捗状況を研究してまいりました。それから、実際、高知県、それから四万十町のほうにも視察に行かせていただきました。大変有効活用されておられまして、国の事業、それから県の事業もしっかり受けながら、空き家の利活用というのを積極的に取り組んでおられる自治体だなと感心して帰ってきたところでございます。

先ほど答弁いたしましたけれども、昨今の情勢がかなり厳しい情勢ということで、マイホームを取得するというのが、新築から中古物件のほうへシフトチェンジしつつあると思っております。こういうピンチを、そういった我々が資源として行っております空き家に移行して、有効的に使っていただけるような動線を積極的に取り組んでいく必要があると思っております。

それを受けまして、今後、空き家を活用するニーズがさらに高まる傾向であると思っておりますので、前回の提案を受けまして、今年度実施設計、仕組みづくりというのに取り組みまして、早期の実用化に向けて粛々と進んでいる状況でございます。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

今、課長答弁いただきましたように、今年度の当初予算で空き家バンク事業ということで、中間管理住宅に係る設計委託料が計上されており、本市として、制度導入に向け具体的に前へ進めていただいております、来年度中には市が借り上げる第1号のリフォーム住宅ができるものだと思っております、感謝を申し上げます。

これを機に、先ほどから課長答弁でもどのような空き家を制度の対象とするか、また、維持管理の仕組みなど具体的な制度設計を進めていくということでございますので、ぜひ本市の移住・定住施策の新たなモデルとして着実に進めていただきたいと思いますと思っております。

そこで市長にお伺いいたします。今後、市長として、この中間管理住宅制度を含めた空き家の利活用をどのように移住・定住の促進や地域活性化、さらには人口減少対策につなげていく考えなのかをお伺いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

この中間管理住宅、恐らく私が市長に着任して一番最初の議会で高山議員から御紹介いただいて、私も御質問いただいたことをきっかけに勉強させていただいて、非常に面白い、うまく機能すれば、非常に移住・定住、空き家の活用に資する取組だなというところで庁内で検討をずっとしてまいりまして、3月定例会で、その検討のための予算を提案して、皆さんに承認をいただいたところでございます。

本当に空き家、今八女市で多数ありますので、この中間管理住宅はどうしても予算の都合上、一気に市内の空き家の多くをとというわけにはいかない。まずは本当にスモールスタートで1軒、2軒というところからではございますけれども、やはり空き家は、うまく使えば、今空き家問題と言われますけれども、移住・定住まではいかなくても、二拠点居住というのは、これからふるさと住民登録制度等で国も推進していく、これからどんどん広がっていくであろう中で、すぐに入れる家がある、住居の提供というのは、関係人口、交流人口も含めて、人口増には非常に大きく資する取組だと思いますので、今後、しっかり今具体的な設計を行っている中間管理住宅を、まずはしっかり最初の1軒、2軒をうまく機能させて、今後広げていけるように、また、先ほど申し上げたとおり、空き家が多数あって、なかなか中間管理住宅だけでは全ての空き家の活用には進みませんので、そこは、例えば、空き家になる前に所有者の方へと早めにアプローチを取って、その活用について相談をさせていただくすとか、既存の使われていない状態のいい空き家については、積極的にそこについても所有者の方、管理されている方にその活用を促すすとか、そういったできることは様々あると思いますので、この空き家を問題ではなく資源として、引き続きしっかり活用しながら、移住・定住、関係人口、交流人口の創出に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○ 9 番（高山正信君）

ぜひ八女市の旧市町村地域それぞれに中間管理住宅を確保していただいて、いつでも移住・定住者の受入れ体制が整うようお願い申し上げまして、次に移らせていただきます。

次は、八女市農業の持続可能性について、土地改良事業による収益性向上についてお伺いしますが、農業を取り巻く環境が厳しさを増す中、今後は限られた担い手で、いかに効率的かつ安定的に営農を続けていくかが重要になってくると思います。その意味でも、土地改良事業による作業効率化や省力化、生産性向上が実際にどのような効果につながっているのかを確認しておきたいと思います。

そこでまずお聞きしますが、土地改良事業によって作業効率化や農作業の省力化、作物の収量向上など営農環境にどのような効果が出ていると認識しているのかをお伺いいたします。

○ 農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

土地改良事業、山林等を含めた農地造成によります優良な園地を整備するなどの事業でございますけれども、作業用農道の拡幅とか、園地の平たん化が図られたとか、個々の農家の方それぞれが、まとまった連檐化した農地を持つことが可能となっております。これによって格段に作業効率が上がりまして、従来、傾斜地等での作業と比較して大幅な省力化、効率化が図られたと認識しております。

あわせて、排水対策、土壌改良、肥培管理の徹底等によって、品質の均一化とか収量の安定など基盤強化にはつながっているものと考えております。

以上でございます。

○ 9 番（高山正信君）

土地改良することで、作業効率であったり、省力化につながっているということですが、一方で、実際にそれが経営面において、どのような効果として表れているのかも重要だと思います。

また、農家数が減少する中で、規模拡大や販売額の維持につながっているのであれば、その理由としては、土地改良による基盤整備の効果が大きいとは思いますが。

そこで、土地改良事業を実施したことで作付面積や営農形態にどのような変化が生まれ、農業経営の安定化や収益性向上にどのようにつながっていると認識しているのか、できれば具体的に数字が分かればお願いいたします。

○ 農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

先ほど土地改良事業の実施で営農関係への効果は申し上げましたけれども、具体的な数字

ということで、一つ、立花の山下地区を例に挙げますと、従来の園地を持ちながら土地改良事業を実施されて、規模拡大として実施をされておりまして、これは認定農業者の方を中心に13名の方がかんきつ、キウイ等の規模拡大が図られております。規模は14ヘクタールに及んでおりますけれども、スピードスプレーヤーの省力機械の導入ですとかで、作業の効率化、省力化が図られておりまして、当然、従来の園地からの代替じゃなくて、持ちながら規模拡大が可能となったところでございますので、結果的に経営面積が1.5倍から2倍に拡大されておりますので、全体収量も当然上がり、比例して所得も増えたということで経営の安定につながっております。

収益性向上の面ということですが、当然、早味かんとか、推奨されています高単価で販売できる品種への転換ですとか、排水、肥培管理の徹底ということで品質向上もしております。

かんきつの単価は、具体的に市場評価も上がっておりまして、ここ5年間でも2割程度向上していると認識しております。部会員が減少傾向ですが、産地としての販売高は16億円程度をキープしているということで、農地改良事業による収益性向上の一つの要因であるかなと考えております。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

それでは、ちょっと時間がありますので、次の施設園芸農家の現状についてに移らせていただきます。

現在、八女市農業の現場、特に施設園芸農家を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあると感じております。今回は、特に施設園芸をされている方から多くの御意見をいただきましたが、なす部会、トマト部会、花き部会の皆さんからは、もう利益が出ない、先が見えない、来年は離農者が増えるのではないかといったような、これまでにないほど深刻な声を直接お聞きしております。

これまでも様々な支援策が講じられてきましたが、一時的な支援だけでは経営維持が難しい段階に来ているのではないかと強い危機感を持っております。八女市の農業を支えてこられた施設園芸農家の皆さんが踏ん張れなくなれば、地域経済や雇用にも大きな影響が出てくるものと考えます。

そこでまず、本市における施設園芸農家の現状についてお伺いしますが、本市における施設園芸農家戸数や栽培面積は近年どのように推移しているのかをお伺いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

施設園芸農家、園芸のイチゴ、ナス、トマト、電照菊などを中心に基幹産業を牽引してお

りますけれども、具体的に主要品目ごとの令和7年の部会員数を10年前と比較をさせていただきたいと思いますが、まず、イチゴで430戸、53戸の減ということで11%の減、それからナスですけれども、123戸、7戸の減、5.4%減少、トマトが36戸、29戸の減少、44.6%の減少です。電照菊が74戸、58戸の減少、43.9%と大きく減少しております。花卉全体で70戸、27戸の減少、27.8%ということで、トマト、電照菊の減少が顕著となっております。

一方で、意欲ある担い手、法人等組織への農地集約、経営規模の拡大が進んでいる側面もありまして、産地の栽培面積としては穏やかな減少ということで一定程度、生産基盤自体は維持をしているというところの認識でございます。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

じゃ、続けてお伺いしますが、施設園芸農家の経営実態についてちょっとお伺いしたいんですが、特に施設園芸農家においては、部会などで示されている収益率を含め、現在の経営状況をどのように把握しているのか、お伺いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

御承知のように、近年の燃油、物価等の価格高騰について、施設園芸については、暖房ですとか多くの生産資材を必要とする経営でございまして、非常に経営を圧迫しており、さらには、近年の暑さ対策等への対応など大変厳しい状況にあると認識をしております。

高い栽培技術による高品質な農産物の生産で、一定の収益は確保されていると思いますが、それ以上に生産コストの上昇が著しく、収益率が大変下がっているという実態を把握しているところでございます。

一部のナス農家の声をお聞きしまして、加温コスト、冬春系の期中作物関係ですけれども、コストを下げるために一時的ですけれども、夏秋野菜へ切り替えたとか、一定程度露地で、例えば、レタスを作るとか、そういう現場での非常に収益を補完するための懸命な努力をされていることはお聞きしております。

さらに、中東情勢も相まって、特にナフサ原料が不足ということで、農業用ビニール等が30%程度値上がりという情報も出ておりまして、今後、長期化すれば農業生産資材の高騰はもとより、資材の供給不足、資金繰り問題等で離農される農家も出てくるのではと大変危機感を持ちながら状況を注視しております。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

施設園芸農家の皆さんが、経営を維持するために栽培体系の見直しや露地野菜との組合せ

など、様々な工夫を重ねながら必死に踏ん張っておられる実態を今強く感じております。

実際に、私もなす部会の経営資料や生産資材関係の資料を確認しましたが、販売額は一定程度維持されている一方で、燃料費、肥料費、資材費、光熱費などの経営経費が大きく増加し、所得率は低下傾向となっております。

さらには、現在、中東情勢などの影響もあり、肥料や農薬、農業用ビニール、かん水チューブなど、先ほど課長も言われましたように、多くの資材で30%前後、あるいはそれ以上の値上がりや供給不安定も生じております。

つまり、農家の皆さんは高い栽培技術と経営努力によって何とか生産を維持されておりますが、頑張っても利益が残りにくく、さらに、資材そのものが安定的に確保できないのかという不安まで抱かれながら営農をされている状況ではないかと強い危機感を持っております。

なす部会のほうから、これは1反、10アール当たりの所得というのをもらったんですけど、1反当たりの収量でいろいろ引かれて、所得としては2,000千円を切る所得でございます。これを3反されても6,000千円、これを家族で経営されてあるということであれば、もう本当に働いたほうがいいんじゃないかという方が非常に多くおられます。

先ほど課長答弁で、ナスが10年前からすると123戸あったのが7戸減ということですが、去年から今年度に関しても、やめられた方、また、夏秋だけに変えられた方でも7軒おられるということで、この10年間の分を、本当に今年1年でそんな状況に今なっております。

今後、ますます離農される方が増えるんじゃないかと、離農や規模縮小がさらに進んで、本市農業のみならず、地域経済や雇用にも大きな影響が出てくることを懸念しております。

そこで、施設園芸農家の現状について、最後に市長にお伺いいたします。

施設園芸農家の方からは、燃油価格や資材価格の高騰などにより、一時的な支援だけでは経営維持が難しいとの声を聞いております。今後、本市の施設園芸をどのように維持、発展させていく考えなのか、また、市単独では限界もある中、資材高騰分を適正に価格転嫁できる環境整備を含め、国や県に対して、どのような支援や制度充実を求めていく考えなのかをお伺いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

この施設園芸に限らず、農業全般、また、今議会において様々な議員の皆様からも御質問いただいておりますけれども、本当に産業全体が、今のこの物価高、特にイラン情勢を踏まえた様々な物資の供給の不安定化も含めて、非常に厳しい状況にあるということで、そこは当然、足元の課題にしっかり対処しつつも、中長期的な価格向上等の取組をしっかり取り組んでいかないといけないと思っております。

その上で、施設園芸についての御質問でございますので、施設園芸については、ちょうど

昨年、大阪・関西万博でオランダの施設園芸のイベントで私が登壇させていただくというのに併せて、なす部会と、あと菊部会の方にも一緒にお越しをいただいて、そのときに様々意見交換もさせていただきましたし、当然、万博以外の場でも、日々、施設園芸も含め現場の方と議論をさせていただいておりますが、やはり施設園芸の特有でいうと、今ビニールハウス、資材の影響というのが特に受けやすい分野というのもあります。そこの対処をしっかりとやらないといけない一方で、ナスなどは今その品質、ナス自体は価格も、博多なすといったようなブランドで非常に評価がされているといったような話も聞きますので、そういった現場の状況も聞きながら、どうしてもコスト削減、生産性の向上というのは、これはさきの答弁とかぶりますけれども、コストもしっかり抑えていく、そこにしっかり支援していくということも大事ですが、やはり一度上がった価格というのは、なかなか下がりませんので、今後もずっとコスト高が続くという前提で考えると、やはりどうしても出口の価格を上げていくということをしかり取り組まないといけない。

ただ、なかなかそこも、価格も一定程度物価高を踏まえて上げられたとしても、そこもどうしても限界がありますので、引き続き、生産者の皆さんには質の高い農産物を作っていただきながら、それをいかに高く売っていくかというところ、いわゆるブランド化も含めて、また販路確保、そういったところにしかり行政として取り組んでいきたいと思っております。

ただ、やはりそこも、なかなか一自治体では限界がある。先ほど博多なすというブランドで申し上げましたけれども、福岡県全体として県のブランドとして出されているというのがありますし、そこは広域で県や国としかりそういった厳しい現状というのを行政としても引き続きしかり訴えながら、必要な支援策を受けられるようにする、また、販路の確保というのも、関係機関と連携しながらしかりやっていきたいなと思っております。

以上です。

〇9番（高山正信君）

今話しましたように、資材の高騰などが続いている中、今年4月にはマヨネーズなどの調味料や酒類を中心に約2,800品目の値上げがあり、6月からは即席麺やスナック、プロテインなど約500品目が値上がりし、また、6月からは医療費も値上げしている中、農作物は市場価格や流通構造の問題から生産コストを十分に販売価格へ転嫁できない状況があり、農家の皆さんの努力だけではどうしようもない状況となっており、適正な価格形成や国、県を含めた制度的支援が必要ではないかと強く思っております。

先ほどより話していますように、施設園芸農家の厳しい現状や資材価格、燃料価格の高騰によって、経営そのものの継続が危惧される状況についてお伺いをしたわけですが、今回、特に施設園芸の方から直接話をしたので、特に直接園芸についてお話をさせてもらっておりますが、施設園芸の皆さんは本当に高い栽培技術と経営努力によって何とか生産を維持され

ておりますが、利益が残りにくく、将来への不安を抱えながら営農されている実態も分かってもらえたかと思います。

一方で、本市は平たん地から中山間地まで多様な地域特性を有しており、それぞれで営農形態や抱える課題も大きく異なっております。また、中山間地域では高齢化や担い手不足、耕作条件の厳しさなど、平たん地とは異なる課題も抱えております。

そこで次に、今後の地域特性に応じた農業振興について早速お伺いしたいと思いますが、中山間地が多い本市において、今後どのような地域特性や営農形態を踏まえ、農業振興を進めていく考えなのかをお伺いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

本市は、御指摘のように平地から中山間地まで多様な地理的環境を有しておりまして、それぞれの特性に応じた農業振興が重要であると考えております。

具体的に、平たん地におきましては、米、麦、大豆を中心とした土地利用型農業をはじめ、野菜、花卉等の施設園芸が中心となっております。今後、効率的、安定的な生産体制を構築するため、法人組織等への支援、施設園芸の高度化、スマート農業の推進などを図っていく必要があると考えております。

一方、中山間地におきましては、豊かな自然や寒暖差を生かし、本来、八女市を代表します八女茶や果樹が中心でございまして、多種多様な品目が生産されております。今後、国、県の支援制度を活用しながら、優良農地を守り、意欲ある担い手へつないでいく仕組みづくりなど、新たな支援策の検討が喫緊の課題であると考えております。

また、お茶をはじめ、農産物のさらなる高付加価値化、気候変動に強い品目品種への転換、また、スマート農業の推進など、生産性の向上への取組なども重要であると考えております。

様々な課題解決をしながら、それぞれの強みを生かした持続的な農業振興が重要だろうと考えております。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

今後もこの厳しい状況が長期化した場合なんですが、本市農業全体への大きな影響が出てくることも懸念されています。

そこでお伺いしますが、現在の非常に厳しい経営環境が続いた場合、本市農業への影響をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

現在の燃油、資材価格の高騰や人手不足、さらには夏場の高温等の厳しい環境、このまま

長期化しますと、農業者の経営意欲の減退を招いて、高齢農家を中心とした離農のさらなる加速化、後継者不足が一層進むんじゃないかと懸念しております。

その結果、耕作放棄地の増加、産地全体の生産基盤の縮小など、本市の基幹産業であります農業の活力低下はもとより、地域コミュニティの衰退や農地が持つ多面的機能の低下など、市全体の経済、社会構造にも極めて深刻な影響だろうと認識しております。

今後、強い危機感を持ちながら、状況把握と国、県の対応策等も注視しながら取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（高山正信君）

この厳しい経営環境が長期化すれば、単に農家戸数が減少するだけでなく、耕作放棄地の増加や地域コミュニティの衰退など、本市全体にも大きな影響が及ぶことを強く懸念しております。

特に、本市農業は、平たん地では施設園芸、中山間地域では茶や果樹など、それぞれの地域特性によって支えられており、その地域に農業があることで地域経済や暮らし、地域の維持にもつながっているものだと思っております。だからこそ、今後は単なる一時的な支援だけではなく、農家の皆さんが将来に希望を持ちながら営農を続けていける環境づくりがますます重要になるのではないかと思っております。

そこで、最後に市長にお伺いします。燃油価格や資材価格の高騰、人手不足など、本市農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。こうした中、地域特性を踏まえながら、農家の方が将来に希望を持って営農継続できるよう、今後どのような農業振興を目指していくのか、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

この八女市農業全般の振興策ということで、議員からも言及いただいたとおり、その多様性、平野部から中山間地まで環境の多様性を背景として、農作物の多様性というのも、これが八女市の農業の大きな強みであると思っております。

そのためには、振興策というのも当然、一筋縄には行かない、それぞれの環境に応じたきめ細かい支援策というのが必要で、そのために、当然、政策立案に当たっては、いわゆる選択と集中という視点も必要ですけれども、多様性というのを守っていくと、その視点をしっかり持って、今後の農業の支援策をしっかりと考えてまいりたいと思います。

さきの答弁でも、中山間地といっても様々な環境があると申し上げましたけれども、平野部と中山間地と2つに分けてお話をしますと、平野部に関しては生産性向上というところにしっかり力を入れていく、今、地域計画の取組が進んでおりますので、集約化ですとか、ス

マート農業の導入、そういったところを図りながら、より高い生産性を生み出す、より高収益を生み出していくといったような取組が中心になっていこうかと思います。

一方で、中山間地はなかなか生産性を上げるのが難しいですので、そこは、より高付加価値の高収益作物への転換ですとか、今お茶は非常に抹茶ブームを背景に価格も上がっておりますけれども、特に中山間地の場合は環境を生かした、生物多様性ですとか、環境の価値というところもさきの答弁で申し上げましたけれども、そういった持続可能性というのが大きなテーマになってくると思います。そういった農業に閉じない地域の、例えば、生産者との交流だったり、環境との触れ合いだったり、そういった複合的な価値というのを見いだしながら、この中山間地から平野部まで、それぞれの農業をどうやってより高付加価値化していくかというのを、それぞれきめ細かく、何より地元の生産者、関係者の皆様の声をしっかり聞きながら全面的に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○9番（高山正信君）

先ほど市長も言われましたように、現場の声を丁寧を受け止めて、持続可能な八女市農業の実現につながる前向きな取組を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（橋本正敏君）

9番高山正信議員の質問を終わります。

14時45分まで休憩します。

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

19番森茂生議員の質問を許します。

○19番（森 茂生君）

19番、日本共産党の森茂生でございます。もうしばらくの間、お付き合いよろしくお願ひします。

第1番目に、消費税についてお伺いをいたします。

さきの総選挙で、自民党は公約で食料品の消費税2年間ゼロを打ち出し、大勝しました。現在、どのような課税方式を取るのかについて検討が行われているところであります。まだはっきりしたところ、不明瞭なところがありますけれども、食料品の消費税2年間ゼロになれば、八女市の農業や飲食業などへの影響がどうなるかについてお伺いをいたします。

2番目に、成年後見制度について伺います。

成年後見制度という言葉は聞いたことがあるという人は多いと思いますけれども、その内

容について理解している人はまだ少ないのではないのでしょうか。私自身、言葉は知っていましたけれども、その内容についてはほとんど知らないのが現状でした。

そこで、4点についてお伺いします。

1つ、成年後見制度をどのように認識しているのか。2つ目、八女市の成年後見制度の現状はどうなっているのか。3つ目、NPO法人権利擁護支援センターふくおかネットによる事件とはどういった事件であったのか。4番目に、国連より日本は成年後見制度の是正勧告を受けております。その内容についてお伺いをいたします。

以上について質問します。詳細については発言席にて質問を行います。よろしくお願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

19番森茂生議員の一般質問にお答えいたします。

1、消費税について(1)の国では物価高対策として食料品の消費税を2年間ゼロにする減税案が検討されているが、八女市の農業や飲食業などへの影響はどう考えているのかというお尋ねでございます。

食料品の消費税が免除された場合、消費者にとっては物価高騰に対する直接的な負担軽減となり、市内小売業の消費喚起につながる可能性があるかと認識しております。一方で、外食が10%のまま据置きとなった場合、税率差の拡大による市内飲食業への影響や、農業者や食料品を扱う事業者にとって実務面で複雑な事務負担が生じる懸念もございます。

本市といたしましては、国の議論や制度設計の動向を踏まえ、商工団体や農業団体と連携し、適切な対応に努めてまいります。

2、成年後見制度について(1)の成年後見制度をどのように認識しているのかというお尋ねでございます。

成年後見制度は、認知症や精神上的の障がいなどにより、判断能力が十分でない方々の権利や財産を守り、住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を継続していただくための重要なセーフティーネットであると認識しております。

(2)の八女市の成年後見制度の現状はどうなっているのかというお尋ねでございます。

本市におきましても、高齢化や単身世帯の増加に伴い、成年後見制度へのニーズは年々高まっております。利用状況といたしましては、親族による申立てのほか、身寄りのない方等に対するセーフティーネットとして、市長申立ても一定数ございます。

(3)の「NPO法人権利擁護支援センターふくおかネット」による事件とはというお尋ねでございます。

当該事件は、成年後見人であったNPO法人の元代表理事が成年被後見人の財産を横領し、有罪判決が下された事案であると認識しております。

最後に、(4)国連より日本は成年後見制度の是正勧告を受けたがその内容はというお尋ねでございます。

本勧告は、周囲が本人に代わって判断する仕組みから、本人の意思を尊重し支える支援付意思決定への移行を求めたものでございます。

これを受け、国では本制度の抜本的な見直しを含む民法改正案が5月26日に衆議院本会議で可決されました。本市といたしましても、国の動向を踏まえ、障がいのある方や高齢者の方々が自らの意思で安心して暮らせるよう支援に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○19番（森 茂生君）

まず最初に、消費税についてお伺いをいたします。

市長も御存じのとおり、私は公立八女総合病院企業団議会の議員ですけれども、その公立八女総合病院企業団の決算において、毎年約3億円程度、何というんですかね、欠損金といましようか、予定外支出、ちょっと度忘れしましたがけれども、毎年約3億円ほど決算上に出てきます。それで、これは一体何なのかということでお尋ねをしたら、消費税で損をしている金額ですという答えでありました。病院の間では、何というか、特殊な言い方をしているんですけれども、そのように処理されておるようです。それで、なぜこういう3億円もの大きな金がそういう消費税の損として出てくるのか、これがなかなか一般には分かりにくいわけであります。

御存じのとおり、医療費は非課税です。非課税ですので、患者さんが病院にかかれば消費税は取られません。病院からすれば、消費税はもらえないことになっております。大体3割が自己負担ですので、残り7割は診療報酬から支払われます。一月半から二月遅れで保険者のほうから診療報酬という格好で入ってきます。国のほうは、この診療報酬の中に消費税がちゃんと含まれておりますよという説明ですけれども、病院側としては、入っているかもしれないけれども、全部入っていると思っている病院関係者は恐らく一人もいないんじゃないかと思っております。なぜかといえば、診療報酬が低過ぎて、病院経営そのものが成り立たないような状況ですので、消費税がどこに入っているのか、ほとんど意味がないような気がします。ですから、病院にとって消費税の収入というのはほとんどないとなっております。

ところが、その一方で、病院を経営するにおいて、薬代だか注射代もろもろ、運営するためには全てその資材関係は消費税がかかっております。ですから、消費税がかかっている品物を買わないかんわけです。ところが、収入としては非課税扱いですので、収入がない。その差額、損した分が約3億円という病院側の説明です。果たしてそういうことがあるのかと最初は思われましたけれども、実際そのようなことで、日本の病院は全てもう少し明確化してくれという、医師会を挙げて、あるいはいろんな医療団体が訴えているのが現状です。

これは公立病院じゃなく、全国の大学病院の集まりですけれども、その全国医学部長病院長会議相談役の嘉山さんというのは、この大学病院の、いわゆる消費税の損失額を出しておられます。平均で1,388,280千円が1病院当たりの消費税で損を出している金額とはじき出しておられます。これはあくまで診療報酬の場合です。自由診療の場合は、例えば、インプラントとか、健康診断とか、美容整形、あれは消費税は取っていいことになっていますけれども、これはあくまで診療報酬の場合ですけれども、このような損失が病院に出ているわけであります。

昨年度、血管造影剤というのを公立八女総合病院は買いましたけれども、約2億円です。その消費税が20,000千円です。ですから、いわゆるこういう大きな金額、資金的支出の消費税はこの3億円の中に入っていないということでした。ですから、そういうのまで入れますと、3億円を優に超す損失が毎年出ていることが病院で起きております。

少々前置きが長くなりましたけれども、食料品の消費税、これがゼロになれば、病院と同じように農業や漁業者に影響が出る可能性があると言われております。農業の場合、ほとんどは食料を生産しております。イグサだとか花だとかは別ですけれども、ほとんどの農家は食料品を生産しております。これは漁業者も一緒ですけれども。ですから、食料品がゼロになれば、消費税が病院と同じように全く入ってこないという現象が起きてくることになります。ほとんどこういう現状は皆さんまだ知られていませんけれども、一部では大変なことになるということで相当騒がれております。

消費税というのは非常に分かりづらい税項目です。課税、非課税、免税、不課税と4つに分かれていますけれども、これは混乱しますので、まず非課税と免税、この違いをお尋ねいたします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えをいたします。

免税と非課税の違いはというお尋ねでございます。

一般的に非課税というのは課税対象外のことをいまして、免税については課税対象ではありますけれども、様々な理由で税金を免除するという意味合いの違いがございます。

○19番（森 茂生君）

この非課税と免税は相当意味合いが違ってくるわけです。非課税ということになれば、例えば、農家が消費税で損をしても、病院と同じように還付請求はできません。しかし、免税ということになれば、損した分、申告して還付請求ということができると言われております。

今、政府で検討されているのは、免税、ゼロ税率。今は1%という話が出ておりますけれども、ゼロ%で話をしますけれども、免税になれば損した分は戻ってくるというのが免税の取扱いです。ですから、農家の場合、たとえ損をしても申告すれば戻ってくる可能性がある。

しかし、それはあくまで本則課税を選択している場合に限ってです。八女市の場合、本則課税、あるいは簡易課税、あるいは免税の農家の割合がもし分かればお尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

消費税の本則課税、簡易課税などについては、全て国のほうが所管をしておりますので、市のほうではデータ等は持ち合わせておりません。

○19番（森 茂生君）

これは農林水産省の資料ですけれども、免税業者、いわゆる10,000千円以下は消費税を申告しないでいいわけですけれども、全体の84.9%、簡易課税業者が12.3%、そして、本則課税は全体の2.8%ということになっております。

ですから、先ほど言いますように、免税になって損した分を返してくださいよということで申告をして戻ってくる農家は全体の2.8%にすぎないという結果になるわけです。ですから、ほとんどの農家は消費税、今までは8%、市場に出せば別枠で入ってきていました。あるいは農協に出して、農協が市場を通して売った場合も8%農家の収入になっておりました。ところが、先ほど言いますように、食品の消費税がゼロになってくると、それが全く収入にならないということになるわけです。

ここで、日本農業新聞の記事の中に金子さんという税理士さんが試算を出しておりますけれども、今までは20,000千円の農家の売上げ、消費税が1,600千円入ってきて、利益が6,000千円と試算されております。それから、ゼロ税率になった場合、消費税は全く入ってきません。しかし、還付をされますので、利益は6,000千円と試算をされております。しかし、簡易課税になれば、これまた話が全く変わってくるわけですし、みなし仕入れ率70%ですけれども、みなし仕入れ率ですので、仮の数字で70%掛けるわけですからゼロ%になります。今度、入ってきません。ゼロに幾ら掛けてもゼロですので、この計算が全くなくなくなって、簡易課税業者は全く消費税は入ってこなくなり、今までは5,880千円あったのが、消費税分丸々入ってきませんので、4,600千円と試算されて、実に1,280千円の損になると計算されております。

免税業者10,000千円以下は申告そのものをしていないんですけれども、ここは10,000千円の売上げでしますと800千円の消費税が入ってきておりますけれども、ゼロ税率になれば消費税はゼロです。ですから、利益が3,100千円あったのが2,300千円、800千円減少すると試算をされております。

ですから、本則課税の2.8%は、申告さえすれば何とか戻ってくるけれども、あとの農家は戻ってくる以外、戻ってこないという結論になってしまうわけです。ここを皆さん、ほとんどまだ今のところ理解がされておられません。しかし、日本全国、これは影響を受けますので、今のところまだ話はあっていませんけれども、その対策を取ってくれるだろうとは予測

していますが、その話は全く出ていません。ですから、今のまま政府が何も対策を取らないままですと、農家にとってとんでもない事態が起きてしまうわけであります。

先ほども同僚議員が言われましたように、ただでさえ農家はやっていけない状況の中で、今度、消費税がゼロ%になると、その分、直接影響が出てくるのが現状であります。これについて対策をどう取ればいいのか、今のところまだはっきりしない分がありますので、どうこうだというのはなかなか言いにくいんでしょうけれども、これに対する対策は何か考えていращやるのか、お尋ねします。

○税務課長（田代秀明君）

お答えをいたします。

今まさに社会保障国民会議でそういった議論がされておると思います。また、6月中には政府の骨太の方針も出されるようですので、その中ではきちとした方針が出されると思いますので、本市としてははっきりとした施策のほうを注視していきたいと考えております。

○19番（森 茂生君）

はっきりしていない事態ですので、答弁は難しいかと思えますけれども、例えばの話ですけれども、病院の高額な医療機器、これは決して病院だけの問題ではなく、農家の場合も、例えば、10,000千円の農業倉庫を建てたとします。現在、その消費税は10%ですので、1,000千円の消費税を支払わなければなりません。そうすると、今度は消費税そのものが入ってきませんので、丸々倉庫を建てたら1,000千円の損になってしまうわけです。そのときに、先ほど言いますように、本則課税で申告をすれば、その分戻ってくる可能性があります。しかし、それは全体の2.8%です。ですから、20,000千円から50,000千円、50,000千円以上になると本則課税でなければなりませんけれども、50,000千円までの方で簡易課税の農家の場合、それはこういうときは特にですけれども、本則課税に切り替えるような対策、今から私はこれを取るべきだろうと思っております。そいけん、どうなるか分かりませんが、もしも何ら対策が取られなかった場合、本則課税にすれば、事務は複雑になりますけれども、一定戻ってくる可能性があります。やっぱりそういうところをぜひ見て対策を考えていただきたい。答弁は要りません。

それから、飲食業の場合ですけれども、これもまた非常にややこしい話です。飲食業の場合、普通、例えば、ラーメン屋さん、うどん屋さん、食品を売っているような気がしますので、消費税はなくなるんじゃないかという話も聞きますけれども、あれは決して食べ物を売っているわけではなく、サービスを提供しているというのが今の見方です。いわゆるサービス業ということは、今も、あるいはこれからも10%の消費税がかかります。そして、それはそれでいいんですけれども、今度は仕入れに係る消費税が、食材の場合、消費税がなくなります。その分、安くなればいいんですけれども、恐らく値段は変わらんだろう。一時的に

下がったとしても、通常変わらなだろうと予測されております。

その場合、もらった消費税から仕入れ税額を引いた残りを申告するのが今までのやり方ですけれども、今までのやり方ですれば、当然、仕入れ税額控除をされて、800千円の消費税を払えばよかったという試算が出ております。これは税理士法人のサステナブレインというのがインターネットで流れていましたので、これを借用させていただきます。

そうすると、今度ゼロになれば飲食業はどうなるかといいますと、食品に係る仕入れ、それがゼロになりますので、仕入れ税額控除がほとんどできなくなってしまう。他の品物はいいいんですけれども、食材の仕入れはゼロ%になります。ですから、それによって、例えば、20,000千円の売上げのある飲食店の場合、今までは800千円税務署に納めていたものが1,440千円になり、640千円消費税が税務署に余計納めやんごとなるというのが今の飲食店のゼロ税率の問題です。

それから、今度、簡易課税がありますけれども、簡易課税はみなし課税で60%です。ですから、この60%が今までで20,000千円の売上げで800千円だったそうです。そして今度、ゼロ税率になると同じく800千円という試算が出ております。これはみなし仕入れ率ですので、収入から引くのが多少ずれても60%で計算しますので、関係ないということになってくるわけです。非常に話がややこしい話ですけれども、消費税が飲食店がゼロになればこういう状況で、これは農家と別で、簡易課税が俄然有利になってくる計算になっております。

しかし、全部が全部いいかというわけじゃなく、店を改造したり、大きな機械を買ったりするときは、簡易課税には還付がありませんので、そのときは本則課税にして、申告をして、その還付をしてもらうという手だてになりますけれども、一概に簡易課税がいいとは言われませんが、一般的には簡易課税が俄然有利になってくるということになるわけです。

ですから、飲食業にとって、ぎりぎりで運転している中で、消費税がこのようなことになると相当影響が出てくるというのは言われております。どのような影響が出るか、お伺いをいたします。——いいです。そういうふうで、いろんな影響が出てくる。これはほぼこのとおりいくだろうと、飲食業の場合は言われております。

ですから、先ほど言いますように、できれば飲食業の方は、商工会の集まりとか、ああいうところでぜひ話合いをしていただいて、今まで本則課税だった人は簡易課税にしてくださいという手だてを取るとか、そういう対策は取られるだろうと私は思っています。しかし、先ほど言いますように、一概に全部なしてしまうと、これまたいけませんので、ケース・バイ・ケースでそういう対応を私は取るべきだと思います。これは八女市でも当然取れる対策ですので、よろしくお願いします。

もう一つ、一番大きな問題になってくるのが、いわゆる店内で食えば10%、持ち帰れば今までは8%で2%の違いでしたけれども、今度はゼロになりますので、10%の差が出てきま

す。ですから、飲食業にとって、いわゆる持ち帰りとか、テイクアウトとか、ああいうところにお客が流れる心配が非常に大きいと言われております。

ここに日本フードサービス協会の方が言われていますけれども、「『店内10%、持ち帰り0%』で外食に大打撃？食品消費税ゼロ案に業界が強い懸念」と出ております。やっぱりこういう影響が必ずこれは、今はどこでも言われていますけれども、影響が出るのはほぼ間違いないと思うわけです。こういうことを総合的に勘案して、この消費税問題は国がすることだから仕方がないじゃなくて、取れる対策は八女市で何とか今のうちに対策を取っておく必要があると私は思います。

この問題の最後に、市長がどうお考えになっているか、お伺いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

昨今の消費税の減税に関する議論、最終的な制度設計は今、国のほうで行われておりますので、そこの議論の動向をしっかりと今後も注視してまいりたいと思いますけれども、最終的にどういった影響が出るかというのは、森議員からも様々御紹介いただきましたけれども、そういった実際の売上げ、税負担の問題ですとか、外食と中食、テイクアウトのお客さんの流れの変化の問題、またいろいろ事務負担というところも様々指摘をされているところでございます。そこは我々としてもどういった影響が生じるのかというところをしっかりと見定めながら、商工会議所や商工会、各種団体、それぞれの団体としっかりと協議をしながら、可能な限り事業者の皆様の影響というのが小さくなるようにしっかりと努めてまいりたいと思います。

以上です。

○19番（森 茂生君）

農家の場合、農協で青色申告会というのがずっとやってあります。それで、商売人の関係は商工会議所やら商工会などで税務対策などを取っておられますので、やっぱりそこと八女市がタイアップして、よりよい方向へ行くようにしていただきたいと思います。そうでないと、先ほども言われましたように、今、非常に厳しい経済状況の中で、これに消費税が追い打ちをかけるとなると、八女市の経済にとっても相当な打撃が出てくると私は思っています。ですから、少しでも和らげるための対策、これは当然、今のうちから取っておくべきだろうと思います。以上、そういうところをお願いしておきます。

2点目ですけれども、成年後見制度についてお伺いします。

この制度は、先ほど言いますように、なかなかまだ一般的にはなっていないわけです。ところが、これができたのはちょうど2000年です。介護保険と同時に成年後見制度は導入されております。認知症が増えるだろうということで、介護保険とセットでこの成年後見制度が

発足しましたけれども、介護保険のほうは今完全に日本の中に溶け込んでおりますけれども、成年後見制度はまだまだ一部にとどまっているのが現状です。

そういうわけで、八女市として成年後見制度をどのように認識しているのか、あるいはこの制度の現状がどうなっているのか、お伺いをいたします。

○地域包括ケア推進室長（小椎尾典子君）

御説明いたします。

成年後見制度は、市長が先ほど答弁のほうでもお答えされたように、判断能力が十分でない方々の権利や財産を守り、尊厳ある地域生活を支える重要なセーフティーネットであると認識しております。

第3次八女市地域福祉計画の基本理念である、支え合い、安心して暮らせるまちの実現に向け、本制度の適切な運用と普及啓発に取り組んでいくつもりでございます。

それから、八女市の成年後見制度の現状はどうなっているかということにつきましては、現在、八女市の成年被後見人の数は、これは福岡家庭裁判所の統計数の令和7年12月時点の発表でございますが、271名の方が被後見人となっております。そのうち、法定後見は269人、任意後見人が2名となっております。

なお、申立ての理由につきましては、自治体ごとには公表されておきませんので、そちらのほうの詳細は把握しておりません。

以上です。

○19番（森 茂生君）

相手が裁判所ですので、なかなか情報が開示されない分がありますけれども、市長申立て、あるいは自分で申し立てる、あるいは親戚が申し立てる、場合によっては検察が申し立てるという方法があるようではございますけれども、この271人の中で、その内訳が分かれば教えていただきたいと思っております。

○地域包括ケア推進室長（小椎尾典子君）

御説明いたします。

内容につきましては、市で把握しているのは市長申立ての件数でございます。現在、これは令和8年5月時点ではありますが、市が把握している平成18年度以降の数になります。市長申立てによる成年被後見人の数は40名、内容につきましては高齢の方が25名、障がいの方が15名となっております。

なお、高齢の方の申立て内容ですが、認知症の方が19名、精神的な要件の方が4名、知的な方が1名、平成18年以降の申立てのものになり、不明の方が1名いらっしゃいます。障がい者15人の内訳は、精神の方が4名、知的な方が11名、以上40名の内容でございます。

○19番（森 茂生君）

そしたら、ほかのところは市長申立て以外は分からないということですね。

これは最高裁判所事務総局の家庭局というのが令和6年1月から12月の数を出していますが、これは全体ですけれども、件数は省略します。市長申立てが23.9%、本人申立てが23.5%、子の申立てが19.3%、ほかにもありますけれども、今では全国的に市長申立てが一番なんですよ。これが主流になりつつあるようなのが現状です。そしたら、後見人は誰になっているのかは分かりますか。

○地域包括ケア推進室長（小椎尾典子君）

後見人になっておられる方はほぼというか、ほとんど専門職3士の方でございます。

○19番（森 茂生君）

手元の資料で一番多いのは士業の方ですけれども、司法書士、その次、弁護士となっております。社会福祉士もいらっしゃいます。少ないですけれども、行政書士となっております。

八女市の福祉計画を見ますと、今いろんな問題が起きているわけですけれども、相談体制を充実させるということが言われております。この相談体制が一体どこにあるのか、場所がですね。そして、こういったところが受け持っているのか。そして、こういった相談が多いのか、お伺いします。

○地域包括ケア推進室長（小椎尾典子君）

御説明いたします。

八女市の成年後見の相談受付機関は、社協のほうにございます中核機関を中心に行っております。そちらでどんな相談件数が多いかと申しますと、成年後見制度そのものについてや、成年後見制度の具体的な手続の方法、それから預貯金の管理や引き出しへの不安があらわれる方の相談、そして、遺言や自分が亡くなった後の家財や財産、葬儀についてなどの死後の事務についての相談件数が増加しております。

○19番（森 茂生君）

分かりました。

そしたら特別、虐待、あるいは金銭の問題、そういったものはほとんどないということですかね。

○地域包括ケア推進室長（小椎尾典子君）

御説明いたします。

虐待等についての相談もございますが、それにつきましては、直接市とか、あと専門機関とかが入った上で、連携して相談に応じている状況でございます。

○19番（森 茂生君）

どうもちょっとはつきりしませんけれども、いいです。

私がなぜこの問題を取り上げたかといいますと、たまたま「成年後見制度の闇」という本

を見ました。この本を見て、インターネットでいろんな調べをしたら、闇がどんどん深くなって、とんでもない闇に行ってしまうのが現状です。八女市ではさほどないと思っていますので、それはそれとしていいんですけども、今後、いろんな問題がよそで起きていますので、起きる可能性がありますので、ぜひひとつ頭の隅には置いておいていただきたいと思います。

二、三、例を出します。東京都の江東区ですけれども、江東区より連れ去られてから1年余り、当時97歳の武田和子さんは今も行方不明、これは実名で報道されております。この方は2025年3月、突然アパートの玄関の鍵を崩して警官が侵入し、部屋にいた当時97歳の武田和子さんを連れていき、その後、和子さんは行方不明になった。警察に出動を要請したのは江東区役所と同区の社会福祉協議会の職員だったことが判明。事件は大きな反響を呼んだということで、この鍵を壊して侵入してくる区の職員、あるいは警察の様子を孫娘さんが動画で撮って、それを公表して大ごとになっているんですよ。それで、一体どうなっているのかという、これは議会でも取り上げられております。それで、結局1年たつけれども、居場所が分かりません。そのために、本名で武田和子さんということで、いろんなネットだとか、チラシを作って、全国に居場所を知っている方は教えてくださいということで、守る会みたいなものができて、今、盛んに探されているのが実情です。

これは、これ以上言いよったら時間がないので、飛ばしますけれども、これは決して江東区だけの問題ではなく、港区でも判断能力があるのに市長申立てで成年後見人を申し立てられた。本人の意思に反して、自宅から病院や介護施設に連れていかれた。朝日新聞、2026年4月現在も被害を訴える声が止まらないことを受け、港区の清家区長は、内部調査だけでは対外的な説明にも限界があるとして、外部の専門家による調査を決めたということが報道されております。これは一、二件じゃないわけです、港区の場合。

それから、大田区、ここでも起きております。内容は触れませんが、突然連れていかれて、娘さんが訴えられたということで、結局は大田区長名で謝罪文が出ております。練馬区でも出ております。

これは東京都だけの問題かなと思っていましたが、実はこういうのが出てきました。成年後見トラブル、連れ去り、面会妨害という一覧表が出てきたんですけども、ここは36項目にわたって簡単にまとめたのが今出ております。

ちょっと長くなりますけれども、実際どういうことが起きているのか知っていただきたいと思いますので、読み上げます。

広島県の福山市ですけれども、施設に20,000千円以上の寄附をさせられています。待遇も悪い。本人の希望で施設を出ようとしたら恫喝され、会えなくさせられた。すぐに入居施設によって父に弁護士後見人をつけられました。本人は聾啞者という障がいだけで、意思、自

己判断はしっかりしており、施設でも職員と手話でやり取りしているが、裁判所に連れてこられると、手話通訳士や後見人、施設が寄ってたかって本人を無能力者と主張し、それから9年、後見人から面会を禁止されております。ひどい内容です。

東京都足立区、虐待を疑われ、デイサービス利用中の母親を行政が連れ去り、何年も闘ったが、1度の面会を厳戒体制で行われただけ。母はお骨になって帰ってきたといった訴えがあります。

大阪市です。友人の身寄りのないおばあちゃんが支援センターに勝手に後見人がつけられ、後見人、司法書士によって、被後見人の意思を無視し、財産を売り飛ばされました。その後、後見人が居場所を教えない、面会もさせないということです。

兵庫県姫路市、事実婚妻が認知に。行政の勧めで後見申請。後見人が自宅でみをとる言うのに、勝手に施設に入所させ、面会もできず。日用品はあんたが買って持っていけと言われ、施設まで持っていくが、面会さえさせてもらえない。その後、パートナーに会えぬまま死亡したというのがあります。

いっぱい出てきますけれども、佐賀市のが1つありました。佐賀市では、東京都にいる兄が後見申立て。後見人が母親を施設に強制的に連れ去った。その後、母親名義の家を売却すると言ったが、反対した。しかし、裁判所への書面には賛成したと書かれていた。強制執行が行われた。家を追い出され、3日間野宿。本人は障がい者。いろいろな団体に家の売却を阻止しようとしたが、駄目だったという切実な声がここに36件も出ているんですよ。このトラブル、面会。そして、ここの後見制度と家族の会という中に一般社団法人後見の杜という人がいらっしやいますけれども、これはこの解決を支援する団体ですけれども、実に2,000件の相談が今まで寄せられているという現状があります。

ですから、こういう現状を、ちょっと長くなりましたけれども、なぜ言ったかという、これが各地で今起きているわけです。ですから、こういう認識をぜひ持っていて、一体なぜこういうことが起きるのか、これをぜひ考えていただきたいと思います。

これらの原因、おたくが一番専門家でしょうから、連れ去り、あるいは監禁、本人を無視して連れ去る、なぜこういうことが今の法律の中で起きるのか、もし何か御存じの方、どういう状況なのか、その対策なり、お考えをお持ちならお尋ねをいたします。

○地域包括ケア推進室長（小椎尾典子君）

今、議員から御説明がありました内容につきましては、まず申立ての際に支援者というか、親族の調査等をよくされずに実施されているからだと認識しております。

○19番（森 茂生君）

市長申立てするにも、十分家族の話とか周りの話を聞いてさえおけば、こういう問題はほとんどないわけです。それがこのように広範囲に起きているわけです。

1つは、高齢者虐待防止法というのがあります。ですから、虐待を受けているという通報があれば、市としても対策を取らざるを得ない。場合によっては措置入院、連れていって、強制的に被害者を隔離する、守るために、そういうことができると思います。良心的にやればいいんですけども、これが誤った方向に使われている可能性があるわけです。八女市において措置入院、そういったものが今までにあったかどうか、お尋ねします。

○地域包括ケア推進室長（小椎尾典子君）

御説明いたします。

実際、八女市のほうでも措置入院という状況はございました。

○19番（森 茂生君）

どういったことですか。その内容について分かりますか。——分からなかったらいいです。

今、高齢者虐待防止法というのができて、市町村はそういう訴えがあれば、当然、対策を取らざるを得ないという状況があります。そして、こういう専門家の方がずっと調査をされて、1つ共通する点があると言っているらしいです。誰かがうそをついているということです。それで、身内の相続関係でがちゃがちゃが起きている。それで、身内の誰かがうちの母が虐待を受けているからと通報する。そうすると、市町村は虐待を受けているなら、それはいかんということで、悪気があってやないんですけども、そういう場合、保護するために強制的にすることも恐らくあるだろうと思います。しかし、うそを見抜かんといかんわけですよ。

もう一つ言われているのが、例えば、デイサービスに行って、施設の職員が誤って転ばせてしまった。そういう場合、自分の身を、あるいは施設を守るために、この人は家で虐待を受けている、傷があるといううそを施設側が言って、それがどんどん拡散して收拾がつかんようになって、警察まで入れて隔離せんならでけんという、うそがどんどん重なってとんでもない方向に行ってしまうというのもあるようです。ですから、うそに振り回されてやってしまうと大変なことになるということをまず言いたいわけです。

冷静に対応すればそういう極端なことはないはずですけども、これが頻繁に起こっているということは、どうでしょうか。体制がそれなりに追いついていない。忙しいから適当にやっていっちゃけとなつてはいないかというのが非常に心配されるわけです。そこら辺のところはどうなっていますか。

○地域包括ケア推進室長（小椎尾典子君）

本市では、まず相談がありましたら本人の状況調査を行い、それから関係者、市、中核機関、施設等を踏まえたところでのケース会議等を開催した上で状況を詳細に確認するようにしております。

○19番（森 茂生君）

ぜひやっていただきたいと思います。

それで、あまりにも通報が東京都あたりは多いと思われます。ですから、職員のほうがあんまり多いから、先生のほうに一番ひどい後見にしてくれと言って、診断書を書く先生にこう書いてくれ、これが先生が言ってあるんですよ。齋藤正彦名誉院長が後見相当に変えてほしいと自治体職員に要求されることが日常的にあると言っている。ほかの弱い保佐とか、あれになると強制的にやられんから、それをひどくして、この人は後見相当だという診断書を書いてもらって、それで連れ去ってどこかに隔離してしまう。行政とするなら、これが一番手っ取り早いと言っちゃなんですけども、あまりにも多いところはそうにやっている、とんでもないようなところがあるわけです。ですから、八女市はそういうことはないんでしょうけれども、一応そういう事案があるということだけは担当者の方はぜひ頭に入れていただきたいと思います。

そして、これは決して遠いところ、これはまた違った問題ですけども、次に行きます。

NPO法人権利擁護支援センターふくおかネットというのがあります。この事件はどうだったのかということですけども、これは久留米市なんですよ。久留米市の委託を受けて、ずっとやっておった団体です。これが不始末をしでかしております。どういう事案か、お尋ねします。

○地域包括ケア推進室長（小椎尾典子君）

御説明いたします。

NPO法人権利擁護支援センターふくおかネットによる事件は、元理事長が身寄りのない高齢者などの後見人に選ばれ、彼らの財産を管理する立場にありましたが、対象の高齢者が亡くなった後に管理していた銀行口座から多額の現金を勝手に引き出して着服していたという事件だと認識しております。

○19番（森 茂生君）

この名のとおり、最初はよかったんだろうと思います。ですから、久留米市の委託も受けて、こういう事業をずっとやっていたようです。そして、この人が社会福祉士です。ですから、後見人もやっていたということです。ですから、この人は非常に有名な方で、あっちこっち講演とか回っていらっしゃるようです。厚生労働省の事例集にもこの方は取り上げられておりますし、大分県の臼杵市では、第1回バトン権利擁護支援フォーラムというところで講師としても参加されております。いわゆる旗振り役をされていた方ですけども、いつの間にか変わって、先ほど言われたように横領事件が発生しております。

このNPO法人は113件の後見業務を受けていたと言われております。後で全部調べたところ、恐らくまだあったんだろうと思いますけれども、五十何名がもう既に亡くなってあり

ますので、さほど分かりませんが、それでも18件の不正が出て、25,960千円を返還させたという事件ですけれども、実は検察の係官が踏み込んだ男の自宅には異様な光景が広がっていた。書斎に置かれた1つの籠の中に無造作に札束が入れられていた。封筒にまとめたものもあれば、そのまま籠に裸で置かれたものもある。総額は14,000千円もあったという、このような記事が出ているんですよ。そりけん、この人はやりたい放題やっていたと思います。

ですから、弁護士さんとか社会福祉士、あるいは司法書士さん、どうも全国的に見てみると年寄り、特に判断能力低下の起きた人たちを裁判所とぐるになって後見人になり、それから後見人の財産を食い物にしている。実際そういうことがいっぱい出てくるんですよ。次から次に、果てしなく出てきます。まさに闇です。時間がないので、これはもう一度取り上げます。これはとてもじゃないけど、奥が深くて、とても言い尽きることができませんので。

最後に、あまりにもひどいから、これは国連より日本の後見制度の是正を求める勧告が出ています。そして、先ほど言われますように、2026年度に法改正が行われております。どのような法改正が起きたのか、お尋ねします。

○地域包括ケア推進室長（小椎尾典子君）

御説明いたします。

今回の成年後見制度の改正につきましては、3点の主な改正点がございます。

1つは、現行の終身制の廃止と途中終了の導入となっております。それから、現在、3類型がありますが、後見、保佐、補助という3類型になっておりますが、補助への一本化が制度案として出ております。もう一つは、後見人の柔軟な交代ができるように、制度の改正を出してあります。

以上です。

○19番（森 茂生君）

今、問題がまさに起きているのは、障がい者が分からんだろうということで後見人をつける。後見人をつけたら、昔の禁治産者みたいに全く無能力者扱いにして、その人が何を言っても俺の言うことを聞けという格好で強制的に施設に入れる。居場所も家族には教えない。財産はひどいもので、ほとんど使い果たしてしまうと。東京都あたりの老人ホームに行くと、1億円、2億円という老人はざらにいるそうですけれども、司法書士やら弁護士さんがそういう施設に営業に回っているというんですよ。そして、後見人にしてくれるように根回しをしたり、そういうのが日常茶飯事に起きているのが現状のようです。

法改正がありました。しかし、専門家に言わせると、これでは駄目だと。抜本的な改革をやらないことには、目先を変えたただけではなくなると言われております。

もともとそういう人数もないのに裁判所に任せたこと自体がおかしいという、これは元

裁判官で、今はその救済に当たっております森脇弁護士さんが言っております。大體裁判官のときからおかしいとは思いましたが、もということ。ですから、これは当然、福祉の分野で厚生労働省が担うべきだったということです。そして、任命するのは裁判官です。ですから、あそこは人手がほとんどいないわけです。ですから、来た人は、今度はあんた、今度はあんたということで順番待ちをしているそうです。司法書士、弁護士さん。だから、次から次に来たのを、はい、どうぞ、はい、どうぞ。今度はあんた。この間、おいしい話をやったからちょっとあんたは待ってとてくれというばかみたいな話がどんどん出てくるんです。そして、裁判所は全く対応しない。そして、先ほど言われるように闇の中。どこがどうなっているか分からんわけです。そして、弁護士さんやら司法書士さんがよか幸いにその人の財産を食いものにします。ひどい状況です。これを言い始めたら切りがありませんので、今回は言いませんけれども、次回はいかにこの人たちがひどいことをやっているか、ぜひ皆さんに聞いていただきたいと思いますので、今回はその問題は踏み込みません。

最後に、今後どうしても増えてくると思いますし、成年後見をつけずにちゃんと皆さんやっていらっしゃるんですよ。むしろ、成年後見をつけたばかりにトラブルが起きているのが現状だと思います。ですから、安易に、今は推進法までできて、推進計画まで立てて、さあ、やりなさい、やりなさいとやっていますけれども、これは間違いじゃないかと。もうちょっと体制を整えた上でやらないと、さっき言ったようなことがどんどん出てしまう。それで、やる時はよっぽど慎重にやっていただかないと、1度なったら死ぬまでその人の後見は打ち切れないわけです、今までは。死ぬまで月々入ってくるような状況が続いていますので、非常にこれは闇が深いわけです。ですから、慎重にやって、家族の話、あるいは周りの話も十分聞いて、そして、客観的な判断に基づいて市長申立てをする場合はやっていただきたいと思います。

そこに健康福祉部長がいらっしゃいますので、お考えをお伺いします。

○健康福祉部長（丸山 隆君）

お答えいたします。

成年後見人の市長申立てについては、当然慎重な審議の下に対応していくということになりますが、もう一つ任意後見制度というのがございまして、これにつきましては、まだ判断能力があるときに後見人の制度を活用するということもありますので、そういった周知も今後しっかりやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（橋本正敏君）

19番森茂生議員の質問を終わります。

森議員に申します。八女市の施策に対する質問をよろしくお願いします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

会期日程に従い、明日３日は引き続き一般質問を行います。

本日はこれもちまして散会いたします。お疲れさまでした。

午後３時51分 散会